第９期研究費部会における審議のまとめ

平成３１年１月２５日

科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会

目　　次

はじめに　・・・

はじめに

- 第８期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において取りまとめられた「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成 28 年 12 月 20 日。以下「第８期報告書」という。）に基づく科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）改革の推進方策については、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）において、研究者や研究機関等の意見も聴取しながら、その具現化が着実に図られている。

- 第９期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「本部会」という。）においては、主に、第８期報告書を踏まえて更なる制度設計を要する事項等について審議・検討を行ったが、前期から引き続き検討課題となっていた主な事項については、平成 29 年４月 24 日に本部会及び科学研究補助金審査部会の下に設置した「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）において詳細な検討を行った。

- 作業部会設置の趣旨は、「『科研費改革の実施方針』（平成 29 年１月 27 日改定）に基づく具体的な方策に関する原案を策定し、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会に具申する」ことにあり、これまで作業部会は計 15 回開催され、本部会において審議・検討を行った概算要求の方針や各制度改善事項の原案作成の大部分を担った。

- 本報告書では、作業部会の検討結果等に基づき審議した主なものについて整理するとともに、それらの審議結果を踏まえて行われた文部科学省及び振興会の対応を取りまとめた。また、今後検討の必要がある課題等についても整理した。

- なお、本文に整理した内容に加え、本部会で公表した資料の一部については参考資料として整理した。

１　第９期における制度改善事項等

（１）「科研費若手支援プラン」の実行

- 第８期報告書において「若手研究」を見直したことを契機とし、科研費制度全体として博士人材育成と軌を一にしつつ、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目なく展開する施策パッケージとして「科研費若手支援プラン」を提示した。

- 「統合イノベーション戦略」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）等において、政府として若手研究者支援の重点化が推進される中、「科研費若手支援プラン」は科研費制度運営に当たり、極めて重要な役割を有するものであり、これまで本プランの効果的な実行を図るため、昨今の政策動向等を踏まえて所要の改善方策を審議してきたことから、本プランの各研究種目について、今後とも着実な推進を図る必要がある。

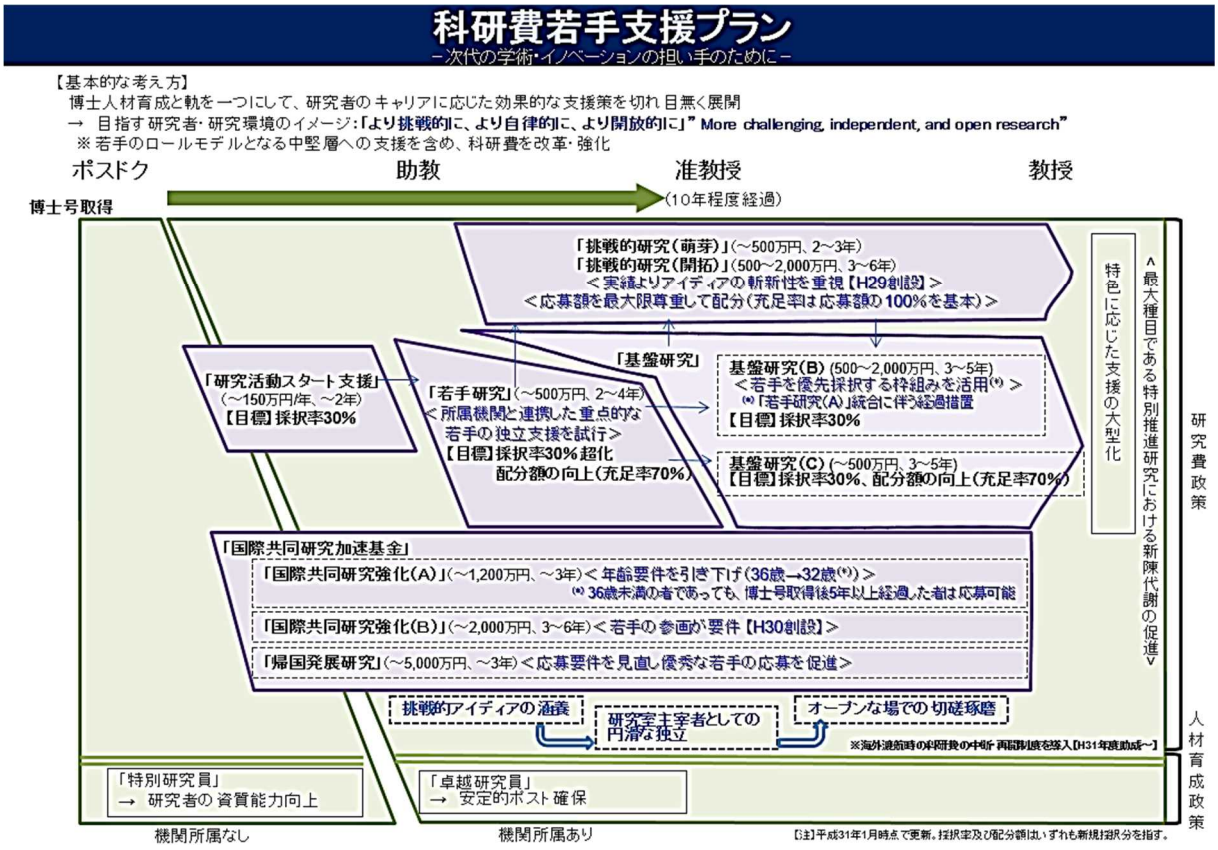

①　「若手研究（Ａ）」の「基盤研究」種目群等への統合

- 第８期報告書において、「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（報告）」（平成 22 年７月 22 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）も踏まえ、従来の「若手研究（Ａ）」（１課題 500 万円以上 3,000 万円以下、期間２～４年）については、平成 30 年度助成（平成 29 年９月公募）から新規公募を停止し、「基盤研究」種目群等への統合を図ることとした。

- このことを踏まえ、作業部会で具体的な対応方策について検討が行われたが、「若手研

究（A）」を終了した研究者の応募課題及び採択課題のうち半数近くが「基盤研究（B）」（１課題 500 万円以上 2,000 万円以下、期間３～５年）であることなどから、従来「若手研究（A）」に応募していた研究者層が「基盤研究（B）」に移行する可能性が高いと見込み、「基盤研究（B）」における支援を第一にすべきとの結論が得られた。

- 作業部会では、その際、「基盤研究（B）」において若手研究者の研究課題を優先的に採択する経過措置の仕組みを設けるほか、「若手研究（A・B）」を基課題とする最終年度前年度応募について、「基盤研究（S・A・B）」（特設分野研究を除く）への応募に限り可能とする措置を講じるべきとされた。

- こうした作業部会における整理を踏まえ、本部会では、若手研究者がオープンな場でシニア研究者と切磋琢磨し成長する環境を充実させるため、「若手研究（A）」の「基盤研究」種目群への統合を契機とし、同種目と同水準規模の「基盤研究（B）」については、「日本のアクティブな研究者層の厚みを確保し、学術研究の多様性を持続的に支えていく上で欠かせない」などの今日的位置付けを整理するなどして、「基盤研究（B）」をはじめ、「挑戦的研究（開拓）」（１課題 500 万円以上 2,000 万円以下、期間３～６年）、「基盤研究（A）」（１課題 2,000 万円以上 5,000 万円以下、期間３～６年）の拡充を図るべきとの結論を得た。

- これらは「科研費若手支援プラン」において重点的に位置付けた研究種目であり、文部科学省において同プランの実行を図るべく所要の予算を確保するとともに、文部科学省及び振興会では、上記の整理を踏まえて平成 30 年度助成（平成 29 年度 9 月公募）から「若手研究」を基課題とする研究課題で研究期間が３年以上のものについては「基盤研究（S・A・B）」（特設分野研究を除く）への最終年度前年度応募を可能とした。

② 若手研究者の独立支援の試行の展開

- 第８期報告書で指摘された、「運営費交付金をはじめとする基盤的経費の減少によりデュアルサポートシステムが機能不全を果たしている」ことを踏まえ、研究者が研究室を主宰する者（以下「研究室主宰者」という。）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤整備について、研究室主宰者となる直前・直後の研究者のうち、科研費の新規採択者に対して、所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用の追加交付を可能とする制度について審議・検討した。

- 前期の本部会では、本来、研究室主宰者の研究基盤整備はあくまでも基盤的経費によってなされるべきものであり、競争的資金である科研費がその任を果たすことはその性質上なじまないものという意見も強かったが、若手研究者が置かれている研究環境の悪化に鑑み、試行的に独立支援を実施することはやむを得ない側面もあるとの結論に達した。

- 支援対象者の要件は、「若手研究（B）」（１課題 500 万円以下、期間２～４年。平成 30 年度助成からは「若手研究」に改称。）の新規採択者のうち大学又は大学共同利用

機関法人に所属し、准教授以上の職位に就いて２年以内の者であって、所属機関において研究室を主宰していることとし、応募に当たっては、所属機関に対して 300 万円以上の研究基盤整備を主体的に実施することを要件とした。

- これらを踏まえ、振興会において、平成 29 年度助成（平成 29 年６月公募）から「若手研究（Ｂ）」（当時）において、大学に所属する研究者を対象として、試行的に若手研究者が研究室主宰者として独立する際の研究基盤の支援を実施している。

- なお、あくまでもこうした研究基盤整備は、研究者を雇用している研究機関が果たすべき役割であり、そのための財源は基盤的経費によって賄われるべきものであるため、その原点に立ち返って、今後この試行的措置を継続するか否かについて、振興会での検証結果等を踏まえ慎重に審議・検討していく必要がある。

（２）国際共同研究の推進

- 個人の研究の発展や、そこから必然的に発展する学際・融合分野の推進のためにも、国際的な交流と連携のネットワークの構築は不可欠であり、また、「我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第７期研究費部会における審議の報告）（中間まとめ）」（平成 26 年８月 27 日科学技術・学術審議会学術分科会）に示されるように、「広い視野を持って若手研究者を育成しながら多様な学術基盤に触れることによる人的交流を通しての学術の総合性や融合性を強めていく」ことも重要である。

- 国際的な研究活動が益々活発化し、学問の高度化、研究対象の複雑化、研究手法の専門化等により、国内外を問わず多様な人材を結集して研究することも求められる中、更なる研究の進展を図るためには、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことによって、国際社会における我が国の存在感を維持・向上させることが求められる。

- 本部会では、このような考えの下、国際共同研究を推進するため、次のとおり科研費制度の見直しについて審議・検討した。

①　「国際共同研究強化」の発展的見直し

- 平成 27 年度に創設された「国際共同研究加速基金」においては、国際共同研究の基盤を強化する観点から、「国際共同研究強化」（１課題 1,200 万円以下）によって、半年から１年程度の海外派遣を重点的に支援していたが、海外研究者との連携強化を更に加速させるためには、より多様かつ柔軟な海外活動を認める仕組みを充実させる必要がある。

- 国外の特定地域におけるフィールド調査等を伴う研究を支援する既存の仕組みとしては、「基盤研究（Ａ）」及び「基盤研究（Ｂ）」の審査区分として「海外学術調査」が設けられていたが、研究対象・方法をフィールド調査、観測又は資料収集に限定していたことに対し、全分野の振興を目的とする科研費の性格を踏まえ、研究対象・方

法の一般化を図り、競争的環境の下でより有効な支援を行うことが本来の在り方ではないかとの意見や、国際共同研究を実施するに当たっては、我が国と海外における会計年度の違い等が研究遂行上の支障となり得ることから、単年度会計を前提とした補助金による支援ではなく、基金による支援に改めたほうが良いのではないかとの意見が以前からあった。

- また、国際共同研究の推進に当たって、若手研究者の参画を義務化することにより、国際共同研究の基盤を中長期的に維持・発展させることが可能となる。更に、研究成果の国際発信を求め、海外研究者との連携をより促進することなどを通じて、我が国の国際的なプレゼンスの向上が期待される。

- 本部会では、上記の「海外学術調査」における課題や国際共同研究の更なる強化の観点から、研究種目を新たに創設する必要性を提起した。このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 30 年度助成に係る公募から従来の「海外学術調査」の公募を停止し、新たに「国際共同研究加速基金」に「国際共同研究強化（B）」（1 課題 2,000 万円以下、期間３～６年）を創設した。

- なお、同種目の新設に伴い、文部科学省では、従来「基盤研究（従来の「海外学術調査」を除く）」又は「若手研究」の採択者を対象としていた「国際共同研究強化」については、「国際共同研究強化（A）」に改称した。また、国際的に活躍できる独立した研究者の養成をも見据え、年齢要件を見直した（※）。

※優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する「海外特別研究員」制度の申請資格については、平成 27 年度に年齢要件が廃止され、新たに博士の学位取得後の年数制限が措置された。平成 27 年度及び 28 年度の経過措置期間を経て平成 29 年度から博士の学位取得後の期間が５年未満の者に限定された。こうした動向も踏まえ、「国際共同研究強化（A）」においては、従来応募時点において 36 歳以上 45 歳以下の者を対象に公募していたところ、平成 30 年度助成に係る公募から博士の学位を取得後５年以上経過した者については、36 歳未満であっても応募を可能とした。

② 「帰国発展研究」の発展的見直し

- 科研費では、日本国外の研究機関に所属する日本人研究者であって、科研費の応募資格を有していない者が日本に帰国後すぐに研究を開始できるようにするため、「国際共同研究加速基金」において予約採択が可能な特別の研究種目「帰国発展研究」（1 課題 5,000 万円以下、期間３年以内）を設けている。

- また、「帰国発展研究」については、「日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）を有し、所属している者」が応募要件の一つとなっていたため、こうした職名の例示が若手研究者の応募を阻害している可能性を否定できなかった。

- 優れた研究実績を有する独立した研究者を日本に呼び戻し、当該研究者を通じた外国

人研究者との連携等によって、我が国の研究活動の活性化を図るという研究種目の趣旨に鑑みれば、海外特別研究員の経験者など若手研究者のチャレンジをより促進するよう応募要件を緩和するとともに、応募資格の趣旨を明確化する必要がある。

- そのため、文部科学省及び振興会においては、優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、平成 30 年度助成（平成 30 年９月公募）から応募要件を緩和するとともに、応募者に公募の趣旨等が明確に伝わるよう、職名等に係る応募資格の趣旨を明確化したところであり、今後、帰国直後の研究費を担保することを通じてさらに若手研究者の海外挑戦を後押しすることが求められる。

③ 海外渡航時における科研費の中断制度の導入

- 科研費では、１年を超えて研究課題を継続して実施できなくなる場合には研究課題を廃止しなければならないこととしている。ただし、その例外として、研究者が産前産後の休暇や育児休業を取得し、長期にわたり研究の中断を希望する場合は、研究課題を廃止することなく復帰後に再開することができる仕組みとしている。

- このため、長期にわたって海外に渡航する場合には例外の対象とならず、研究活動の国際化が進展する今日において、研究者が海外で研さんを積み挑戦する機会を妨げかねない。

- 将来の学術研究を担う若手研究者をはじめとする優秀な研究者が、海外渡航によって科研費による研究の継続を断念することを防ぐため、産前産後の休暇や育児休業の場合と同様、海外渡航についても科研費による研究の中断・再開を可能とし、研究者のキャリアアップを後押しすることが重要である。

- そのため、文部科学省及び振興会においては、可及的速やかに制度改善を実施すべく、早急に詳細を検討する必要がある。

（３）科研費における研究組織の見直し

- 科研費の研究組織の構成員として位置付けていた「連携研究者」については、「科学研究費助成事業の審査システム改革について」（平成 29 年１月 17 日科学技術・学術審議会学術分科会）において、研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率（エフォート）の登録が不要となっていることから、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているとの指摘がなされていた。

- このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 29 年９月公募分から応募者に提出を求めている研究計画調書において「連携研究者」の研究業績の記載を不可とし、実際に研究費の配分を受ける「研究代表者」及び「研究分担者」のみ、研究業績の記載対象とした。

- そのことにより、研究費の配分を受けない「連携研究者」と「研究協力者」については、事実上、前者が科研費の応募資格を有する者、後者が科研費の応募資格の有無を問わない者という差異に留まるものであり、両者を併存させることは不要になることから、本部会では「連携研究者」を廃止し、「研究代表者」及び「研究分担者」以外で科研費による研究活動に参画する者については、一律に「研究協力者」として整理することが適当であるとの結論に至った。

- このことを受け、文部科学省及び振興会では、平成 30 年度に関係規程の整備や関係書類の変更等の措置がとられたところである。

（４）科研費制度運営の適正化

- これまで科研費制度では、第５期「科学技術基本計画」（平成 28 年１月 22 日閣議決定）の計画期間（平成 28 年度～32 年度）を展望し、文部科学省が策定した「科研費改革の実施方針」にのっとり、審査システムの見直しをはじめとする改革を実施するほか、研究活動における不正行為の防止等に努めてきたところである。

- しかしながら、不正行為のほか、科研費をはじめとする研究費の不正使用や不正受給の実態が断続的に明らかになる中、研究費の適正な使用について常に疑義が生じかねないことは科研費制度の運営に当たって大きな障壁となる。

- また、「科研費改革の実施方針」に示されるように、科研費改革に対する各界の理解と支持を得るためには、科研費の成果を広く発信していくことが極めて重要であり、その前提として、研究者による公正・透明な研究活動を通じて、国民から科研費制度に対する信頼と理解を得る必要がある。

- このため、国民に対して、幅広く科研費による研究について情報を発信すべく、更なる公開情報の充実に努めるとともに、科研費の審査に関する透明性の向上を図る必要がある。また、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について公募要領や審査の手引き等において改めて周知することが重要である。さらに、科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであり、自らの研究の実施や研究成果の公表等はもとより、研究成果に関する見解や責任についても研究者個人に帰属されることを、研究者は今一度改めて認識する必要がある。

- このようなことから、文部科学省及び振興会においては、本部会及び科学研究費補助金審査部会が取りまとめた「科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて」（平成 30 年５月 18 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会）も踏まえつつ、引き続き科研費制度の改善・充実を通じて、研究者の倫理意識の向上と国民に対する情報発信や説明責任の遂行に努めるよう求めたい。

（５）「新学術領域研究」の見直しの方向性

- 第８期報告書において、「新学術領域研究」については、「『科学研究費助成事業『新学術領域研究（研究領域提案型）』の成果・課題について』（平成 28 年 2 月 24 日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）を踏まえ、現行種目の意義・効果を十分確保しつつ、先行実施する『挑戦的研究』の効果等を見極めながら、将来的な在り方を検討することが必要」との提言がなされている。

- このことを受け、作業部会では、「新学術領域研究」が対象とする領域型研究への支援について、「基盤研究」等、その他の研究種目では代替・補償し難いものを明確にし、そもそも領域型研究による支援が必要か否かを原点に立ち返って検討を行い、これまでの成果と現状の課題や問題意識を以下のとおり整理した。

＜これまでの成果＞
- 研究領域を通じた異分野の研究者との議論により新たなアイデアが創出された。
- 新たな課題・テーマに対し、分野を超えて体系的に取り組む体制が構築できた。
- 個人の研究費では対応できない新技術への対応、大型設備の整備が進んだ。
- 研究領域に若手研究者を参画させることにより研究分野の活性化、人材育成が図られた。
- バーチャルな研究体制により必要な人材の参画を広く得られやすかった。

＜課題・問題意識＞
- 現在の「新学術領域研究」という種目名や、公募要領に「対象」として記載のある「新興・融合領域の創成」等のキーワードが、応募者にとって強引な融合研究を検討させ、過度に新規性を意識させているのではないか。
- 現在の「新学術領域研究」は、研究領域の構成や研究期間の設定に柔軟性がないために、研究領域の応募段階における計画作成や採択後の研究領域の運営等において、領域代表者、各研究課題応募者にとって大きな負担となっているのではないか。
- 現在の「新学術領域研究」は、研究領域の構成が厳格に決まっているために、研究の特性に応じた柔軟で機動的な対応が困難となっているのではないか。

- 以上を踏まえ、「新学術領域研究」については、領域型研究への支援を維持することを前提に、2020 年度助成から見直し後の公募を実施できるよう、下記の見直しの方向性に沿って検討を進めることが必要である。

＜「新学術領域研究」見直しの方向性＞

① 「学術の体系や方向の変革・転換を先導する」学術研究領域で、「学問分野に新たな変革や転換をもたらすもの、学問分野において強い先端的な部分の発展をもたらすもの」を対象とするように目的を見直すとともに、現在の研究種目名を変更する。

② 研究領域の特性等に応じて、「総括班」、「計画研究」及び「公募研究」の構成を柔軟に設定できることとする。

③ 研究領域の規模に応じた適切な審査が可能となるように応募総額に応じた区分を設ける。その際、挑戦性・緊急性の高い学術研究上の課題への短期的・集中的な取組が可能となるように、領域運営の機動性に配慮し、小規模で実施する区分を設ける。また、評価結果を踏まえて発展させる仕組みを検討する。

2 今後の検討課題

- 「1 第９期における制度改善事項等」には、既に文部科学省及び振興会において対応している事項に加え、継続的に検討・対応が必要なものも含まれており、それらを含め、常に科研費制度の充実を図っていく必要があることは言うまでもない。
- 研究力の低下傾向が指摘される中にあって、次期の本部会においては、若手をはじめとする研究者の挑戦を鼓舞し、国力の源である学術研究の更なる振興を図るためにも、本部会の審議に基づき実施された科研費改革の状況を検証しつつ、特に下記に掲げる課題への適切な対応を含む制度全体の不断の見直しを図り、文部科学省において予算の拡充を通じた科研費の採択率及び充足率双方の向上に全力で取り組むことを期待したい。
- なお、科研費制度の充実や制度全体の不断の見直しに当たっては、大学改革推進の方向性やその他の競争的資金の状況等も踏まえて対応する必要がある。

（1）「新学術領域研究」の見直し

- 「新学術領域研究」については、前述のとおり、2020 年度助成から見直し後の公募を実施できるよう、本部会において取りまとめた「新学術領域研究」見直しの方向性に沿って検討を進めることが適当である。

- なお、「新学術領域研究」については、現在、交付業務を除いて文部科学省が直接業務を行っていることに鑑み、審査の一体的な改善、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、振興会への業務の移管を見据えて実効性のある見直しを行うことが重要である。

（参考）独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
（平成 30 年３月１日文部科学省）
「科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。」

（２）応募件数の増加への対応

- 第８期報告書では、従来、大学や研究機関等による基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムが機能し、研究者による挑戦的な研究が支えられてきたものの、近年は基盤的経費の逓減等を背景としてデュアルサポートシステムが変容し、基盤的経費が担ってきた自由なボトムアップ型の研究は科研費に依存する傾向が強まっていると指摘している。

- このような状況を背景とし、科研費は近年応募件数が増加傾向にあり、主要研究種目に限っても、平成 28 年度に初めて 10 万件を超え、とりわけ「基盤研究（C）」の応募件数の伸びが著しい。このことは、「科研費の応募件数の増加への対応について（第８期における考え方）」（平成 28 年 12 月科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会）にも示されるように、研究を巡る競争が激化する中、研究者の意欲の強さと科研費制度への信頼の現れである一方、運営費交付金等の基盤的経費の減少に伴い、科研費の需要が一層増し、多くの研究機関において中期目標等で財務内容の改善の観点から、科研費の応募・採択に関する組織的目標を設定し活用していると考えられる。

- 応募件数の増加を科研費へのニーズの高まりと解して肯定的に受け入れることもできるが、審査負担の増加は極めて重大な課題であるため、平成 31 年度助成（平成 30 年９月公募）の公募要領においては、研究機関に対し、研究者の自由な発想に基づく研究課題の応募という趣旨を逸脱しないよう注意喚起がなされている。

- なお、今後も応募件数が増加の一途を辿れば、審査委員の審査負担の増加により、公平・公正な審査に支障を来しかねないと考えられる。このようなことを踏まえつつ、今後、科研費制度の趣旨を踏まえた応募動向の十分な検証を行い、応募資格の見直しや審査方式改善の是非も含む制度全体を俯瞰した実効性のある方策を検討していく必要がある。

（３）新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し

- 科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、多様かつ独創的な学術研究を振興するため、平成 30 年度助成に係る公募から、「基盤研究」及び「若手研究」については、新たな審査区分表により応募を受け付けるとともに、新たな審査方式（「総合審査」方式及び「２段階書面審査」方式）により審査を行っている。なお、これに先立ち「挑戦的研究」については、平成 29 年度助成に係る公募から「総合審査」方式により審査を行っている。

- これら新たな審査方式を含め、より良い審査方式の在り方については、文部科学省と振

興会が緊密な連携を図りながら検討を進め、その結果を踏まえた適切な見直しを行う必要がある。

（４）科研費を中心とした学術研究を支える研究費制度の総合的観点からの検討

- 学術研究の更なる振興を図るためには、大学改革推進の方向性やその他の競争的資金の状況等を踏まえながら、科研費を中心とした学術研究を支える研究費の充実や制度全体の不断の見直しを図ることが重要である。
- その際、研究者に基盤的経費が適切に措置されることや、特に若手の研究者については安定的かつ自律的なポストが確保され、自由に研究ができる環境が整備されることにより、科研費の効果がより一層高められることを強く認識する必要がある。
- そのため、学術研究を巡る環境が変化する中で、科研費が研究費全体の中で果たすべき役割やそれを踏まえた制度の改善点について、その他の審議会・部会等と連携しつつ、学術研究を支える研究費等の在り方に関連する幅広い議論を踏まえながら、総合的観点から検討していく必要がある。

研究費部会（第９期）委員名簿

（５０音順）

（委員）

○	甲　斐　知惠子	東京大学医科学研究所教授
	栗　原　和　枝	東北大学未来科学技術共同研究センター教授
	白波瀬　佐和子	東京大学副学長・大学院人文社会系研究科教授
◎	西　尾　章治郎	大阪大学総長

（臨時委員）

井野瀬　久美恵	甲南大学文学部教授
小　川　温　子	お茶の水女子大学学長補佐・基幹研究院自然科学系教授
小　安　重　夫	国立研究開発法人理化学研究所理事
城　山　英　明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋　倉　淳　一	自然科学研究機構生理学研究所教授
山　本　　智	東京大学大学院理学系研究科教授

（専門委員）

射　場　英　紀	トヨタ自動車株式会社先端材料技術部／電池材料技術・研究部 担当部長
上　田　修　功	ＮＴＴコミュニケーション科学基礎研究所フェロー・上田特別研究室長、機械学習・データ科学センタ代表
竹　沢　泰　子	京都大学人文科学研究所教授
橋　本　周　司	早稲田大学名誉教授

（◎：部会長、○：部会長代理）

（平成 31 年 1 月 25 日現在）

科研費改革に関する作業部会の設置について

平成２９年４月２４日
研究費部会
科学研究費補助金審査部会

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第２条及び科学技術・学術審議会科学研究費補助金審査部会運営規則第２条の規定に基づき、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会の下に「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

１．趣旨

「科研費改革の実施方針」（平成 29 年１月 27 日改定）に基づく具体的な方策に関する原案を策定し、研究費部会及び科学研究費補助金審査部会に具申する。

２．庶務

作業部会の庶務は、研究振興局学術研究助成課において処理する。

３．その他

（１）オブザーバーとして、日本学術振興会から若干名の出席を求める。

（２）ここに定めるもののほか、議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

研究費部会・科学研究費補助金審査部会
科研費改革に関する作業部会委員名簿

◎	小　安　重　夫	国立研究開発法人理化学研究所理事
○	鍋　倉　淳　一	自然科学研究機構生理学研究所教授
	永　原　裕　子	日本学術振興会学術システム研究センター副所長 東京工業大学地球生命研究所フェロー
	山　本　　智	東京大学大学院理学系研究科教授
	上　田　修　功	ＮＴＴコミュニケーション科学基礎研究所フェロー・ 上田特別研究室長、機械学習・データ科学センタ代表
	竹　沢　泰　子	京都大学人文科学研究所教授
	橋　本　周　司	早稲田大学名誉教授

（オブザーバー）

	尾　辻　泰　一	日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員 東北大学電気通信研究所教授
	岡　部　寿　男	日本学術振興会学術システム研究センター主任研究員・ 科研費ワーキンググループ主査 京都大学学術情報メディアセンター教授

（◎：主査、○：主査代理）
（平成 31 年 1 月 25 日現在）

第９期研究費部会及び科研費改革に関する作業部会における審議状況

平成 29 年

４月 24 日（月）研究費部会（第１回）

（１）部会長及び部会長代理の選任について
（２）基礎科学力の強化に関するタスクフォース等について
（３）科研費をめぐる政策動向について
（４）第 9 期研究費部会における検討課題及び議論の進め方について

４月 24 日（月）科研費改革に関する作業部会（第１回）

（１）主査代理の指名について
（２）作業部会における検討事項について

５月 24 日（水）科研費改革に関する作業部会（第２回）

（１）研究費の安定性に関するアンケートについて
（２）「若手研究（A)」の基盤研究種目群等への統合について
（３）国際共同研究の推進について

６月５日（月）科研費改革に関する作業部会（第３回）

（１）「基盤研究（B)」の助成規模・意義等について
（２）国際共同研究の推進について
（３）応募機会の多様化・柔軟化について

６月 26 日（月）科研費改革に関する作業部会（第４回）

（１）概算要求の考え方について
（２）「基盤研究（B)」の助成規模・意義等について
（３）国際共同研究の推進について
（４）「挑戦的研究」の採択状況等について
（５）「新学術領域研究」の見直しについて

７月３日（月）研究費部会（第２回）

（１）科研費改革の進捗状況について
（２）科研費改革に関する作業部会における検討状況について
（３）「新学術領域研究」の見直しについて

７月 24 日（月）科研費改革に関する作業部会（第５回）

（１）概算要求の考え方について
（２）「新学術領域研究」の見直しについて

（３）リサーチマップとの連携等について
（４）科研費の論文生産性について

８月４日（金）研究費部会（第３回）
（１）科研費改革に関する作業部会における検討状況について
（２）概算要求等について
（３）科研費改革の取組状況について

９月 29 日（金）科研費改革に関する作業部会（第６回）
（１）平成 30 年度概算要求について
（２）「新学術領域研究」の見直しについて
（３）科研費における研究組織の在り方について
（４）国際共同研究の枠組み変更に伴う応募要件等について

10 月 16 日（月）科研費改革に関する作業部会（第７回）
（１）平成 29 年度科学研究費助成事業の配分について
（２）「新学術領域研究」の見直しについて
（３）科研費における研究組織の在り方について
（４）国際共同研究の枠組み変更に伴う応募要件等について

10 月 31 日（火）研究費部会（第４回）
（１）平成 30 年度概算要求について
（２）平成 29 年度科学研究費助成事業の配分について
（３）科学研究費助成事業データベース（KAKEN）からみる研究活動の状況
（４）「研究力を測る指標（分野別・大学機能別）の抽出と大学の研究力の可視化に関する基礎的研究」について

11 月 20 日（月）科研費改革に関する作業部会（第８回）
（１）「新学術領域研究」の見直しについて
（２）科研費における研究組織の在り方について
（３）国際共同研究の枠組み変更に伴う応募要件等について
（４）平成 30 年度助成の応募状況について

平成 30 年
１月 22 日（月）科研費改革に関する作業部会（第９回）
（１）科学研究費助成事業（科研費）に係る平成 30 年度予算案について
（２）国際共同研究の枠組み変更に伴う応募要件等について
（３）「新学術領域研究」の見直しについて
（４）科研費の応募件数増への対応について

１月 26 日（金）研究費部会（第５回）

（１）科学研究費助成事業（科研費）に係る平成 30 年度予算案について
（２）国際共同研究強化の枠組み変更に伴う応募要件等について
（３）科研費における研究組織の在り方について

３月 14 日（水）科研費改革に関する作業部会（第 10 回）

（１）「新学術領域研究」の見直しについて
（２）科研費の応募件数増への対応について
（３）科研費制度の運営のさらなる適正化について

４月 24 日（火）科研費改革に関する作業部会（第 11 回）

（１）「新学術領域研究」の見直しについて
（２）科研費の応募件数増への対応について
（３）科研費制度の運営のさらなる適正化について

７月 20 日（金）科研費改革に関する作業部会（第 12 回）

（１）科研費の応募件数増への対応について
（２）新学術領域研究（研究領域提案型）の見直しについて
（３）平成 31 年度概算要求に向けて
（４）科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて

７月 31 日（火）研究費部会（第６回）

（１）新学術領域研究（研究領域提案型）の見直しについて
（２）平成 31 年度概算要求に向けて
（３）科研費制度の改善・充実について

10 月 23 日（火）研究費部会（第７回）

（１）科学研究費助成事業に係る平成 31 年度概算要求について
（２）第 9 期研究費部会における議論のまとめ

10 月 23 日（火）科研費改革に関する作業部会（第 13 回）

（１）新学術領域研究（研究領域提案型）の見直しについて

11 月 26 日（月）科研費改革に関する作業部会（第 14 回）

（１）新学術領域研究（研究領域提案型）の見直しについて
（２）平成 30 年度科研費の審査の総括について
（３）平成 31 年度科研費の応募状況について

平成 31 年

１月 17 日（木）科研費改革に関する作業部会（第 15 回）

（１）科学研究費助成事業（科研費）に係る 2019 年度予算案について

（２）新学術領域研究（研究領域提案型）の見直しについて

（３）日本学術振興会からの報告について

（４）第 9 期研究費部会における審議のまとめについて

１月 25 日（金）研究費部会（第８回）

（１）科学研究費助成事業（科研費）に係る 2019 年度予算案について

（２）平成 30 年度科研費の審査の総括について

（３）第 9 期研究費部会における審議のまとめについて

科研費改革の実施方針

文　部　科　学　省
平成２７年９月２９日
最終改定　平成２９年１月２７日

第５期科学技術基本計画の計画期間（平成 28～32 年度）を展望し、科学技術・学術審議会等の提言を尊重しつつ、以下の方針に則り科研費改革を実施する。

1　改革の基本的な考え方

○　これまでの累次の制度改善の成果と課題を踏まえ、学術の現代的要請（挑戦性、総合性、融合性、国際性）[i]により的確に対応し、政策目標に留意しつつ成果創出の最大化を図るため、科研費の基本的な構造をはじめとする抜本的な改革を行う。

○　学術研究の多様性の確保、研究者の自由な発想に基づく研究を尊重する観点から、それらを担保する公正・透明なピアレビューについて、その信頼性の維持・向上のため不断の改善を図る。

○　審査システムについては、各研究種目の性質に応じて審査区分の大括り化及び総合審査方式の導入などを実施することを通じ、より競争的な環境の下、多角的な観点から優れた研究課題を見いだせるようにする。併せて審査の質を確保しつつ、審査方式の合理化等を図る。【別紙１】

○　研究種目・枠組みについては、学術の現代的要請やイノベーションをめぐる動向に対応し、研究者が、学術研究を継続的に深化・発展させることができるよう、それぞれの役割・機能分担を一層明確化する観点から、所要の見直し・改善を行う。その際、制度の簡素化について併せ検討を行う。

○　研究種目・枠組みの再構築に当たっては、学術の変革に向けて、あらゆる研究者が新たな課題を積極的に探索し、それに挑戦することができるよう支援を強化する。また、適切な時期における研究者の流動・独立を促進し、安

定的な研究基盤の形成に寄与する。その際、若手研究者への支援を総合的に推進する。【別紙２】

○　オープンサイエンスの動向に適切に対応し、研究成果及びそれに係る評価結果を積極的に発信し、その可視化を進める。併せて、他の公的研究費制度との適切な連携に留意する。

○　研究費の使い勝手の改善やアワードイヤー[ii]の実現等により研究成果を最大化するため、各研究種目の性質に応じて基金化を促進するとともに、競争的研究費改革の動向を踏まえ、使途の柔軟化や研究設備・機器の共用促進などについて適切に対応する。併せて研究費の取扱いルールを徹底し、不正の防止と不正に対する厳正な対応を期す。

○　科研費の規模については、「イノベーションの源泉」としての学術研究の今日的意義、研究機関内で措置される個人研究費の縮減傾向、市場原理の下での学術研究に対する民間投資の限界等を踏まえ、公的研究費における比重を堅持し、その充実・強化を図る。

○　科研費の充実・強化に当たっては、それぞれの研究種目の性質や個々の計画への適切な配分（充足率等）に留意しつつ、新規採択率の全体目標（30%）[iii]の達成を目指す。【別紙３】

2　改革の工程・進め方

○　平成 30 年度助成（平成 29 年９月公募）から新たな審査システムへ円滑に移行することを目指し、各種の先導的取組を含め系統的な取組を進める。その際、研究機関・研究者の十分な理解が得られるよう、適切な時期・方法により説明を行うなど必要な配慮を行う。

○　各研究種目の現況を点検・評価の上、新たな審査システムへの移行と同期させて確実に実行すべきもの、それ以降第５期科学技術基本計画の期間中に対応するもの等を整理し、適切な優先順位の下、順次取組を進める。

○　科研費改革の効果が十分に発揮されるよう、競争的研究費改革及び大学改革の全体状況を踏まえ、適時適切な対応をとる。

○　科研費改革に対する各界の理解と支持が得られるよう、科研費の成果を広く発信していく。また、学術コミュニティをはじめとする各界の意見・要望を受け止め、科研費改革の PDCA サイクルが十分に機能するような体制をとる。

○　以上を前提とし、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進、の柱の下、諸課題について工程表に基づき計画的・総合的に取組を推進する。【別紙４】

３　その他

○　本実施方針については、諸般の情勢変化や科研費改革の進捗状況に応じ、適当な時期に改定する。

○　本実施方針の改定に当たっては、科学技術・学術審議会学術分科会の議を経るものとする。

---

[i] 「挑戦性、総合性、融合性、国際性」の意義・内容については、科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」（平成２７年１月２７日）参照。
[ii] アワードイヤーとは、会計年度にかかわらず研究開始時期から一定期間研究費を活用できる仕組みのことをいう
[iii] 科研費の新規採択率については、第５期科学技術基本計画（平成２８年１月 22 日閣議決定）において、「３０％」の確保を目標として設定。

「科研費審査システム改革2018」の概要

別紙1

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム（平成29年度助成）

最大４００余の細目等で公募・審査

細目数は３２１、応募件数が最多の「基盤研究（C）」はキーワードによりさらに細分化した４３２の審査区分で審査。

- 基盤研究（S）
- 基盤研究（A）（B）（C）
- 若手研究（A）（B）

・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。

・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する２段審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成２９年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式　平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

大区分（１１）で公募
中区分を複数集めた審査区分
- 基盤研究（S）

中区分（６５）で公募
小区分を複数集めた審査区分
- 基盤研究（A）
- 挑戦的研究

小区分（３０６）で公募
これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分
- 基盤研究（B）（C）
- 若手研究

「総合審査」方式－より多角的に－

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。

・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究 計画の見直しをサポート。

「２段階書面審査」方式－より効率的に－

同一の審査委員が電子システム上で２段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。

・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

学術の変革への挑戦を促す科研費改革－新たな種目体系のイメージ－

別紙2－1

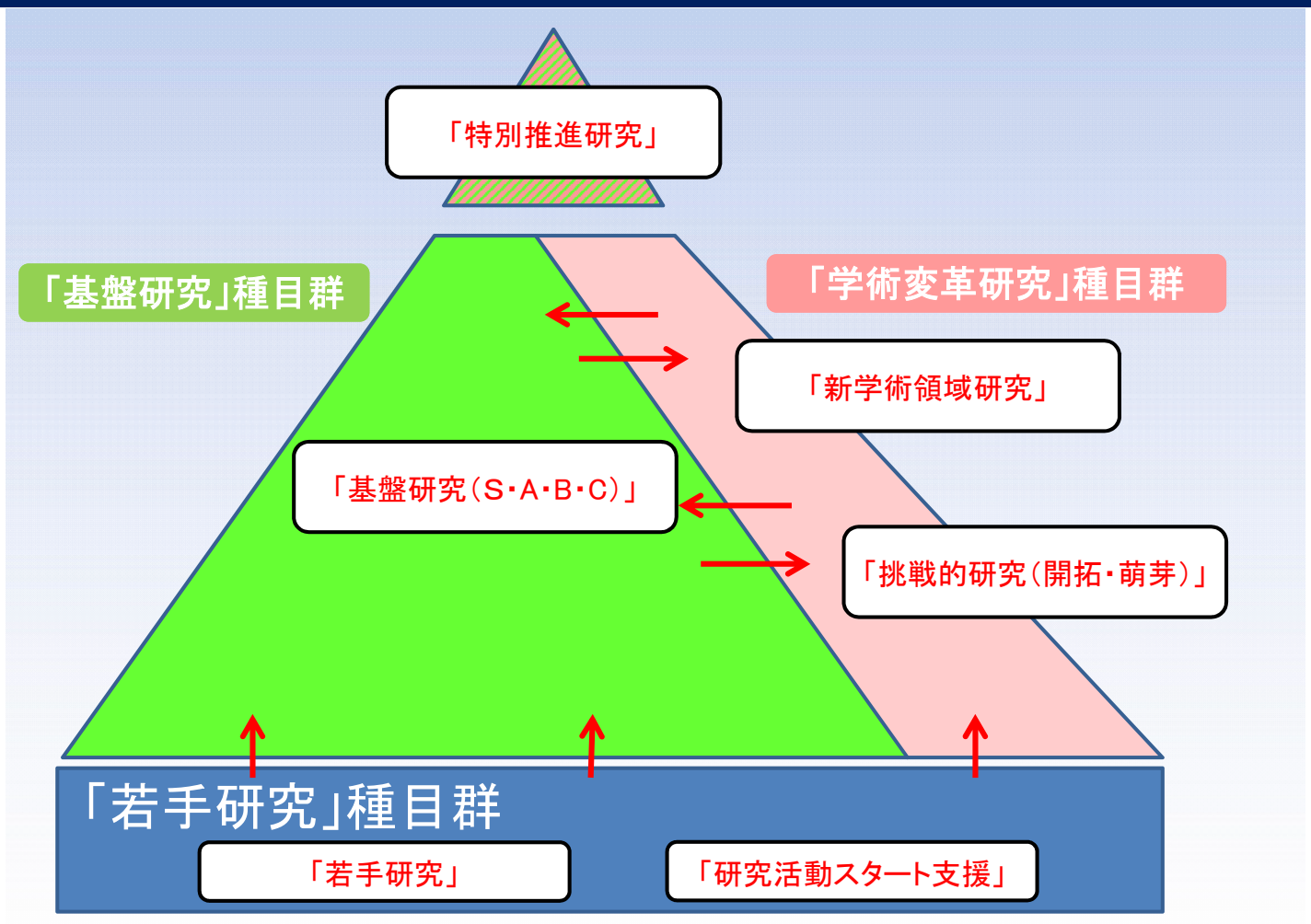

科研費若手支援プラン（CIO）
－次代の学術・イノベーションの担い手のために－

別紙2－2

【基本的な考え方】
博士人材育成と軌を一つにして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開
→ 目指す研究者・研究環境のイメージ：「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」
”More Challenging ,More Independent, More Open”
※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化

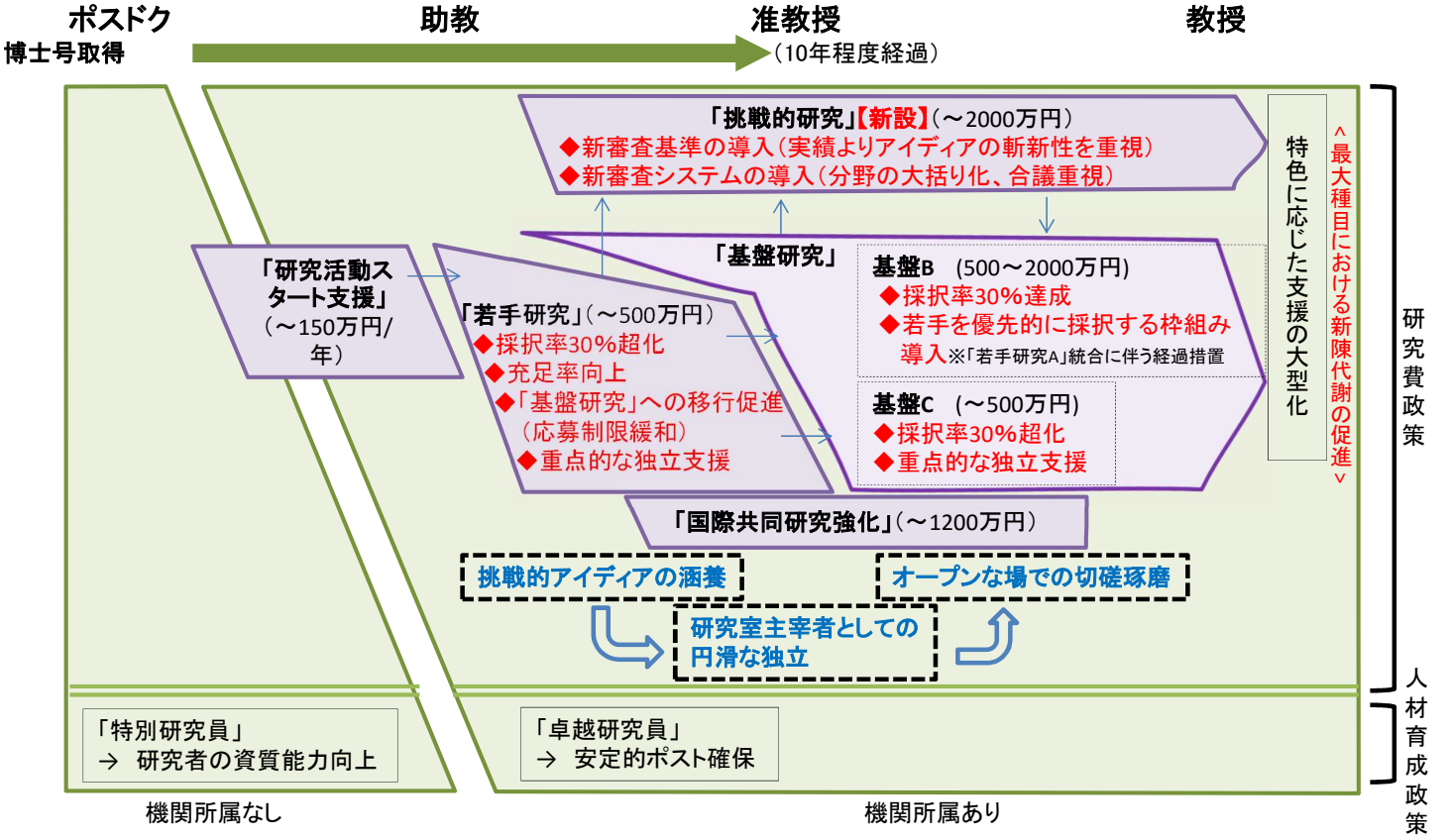

採択率と充足率の関係（イメージ）

別紙3

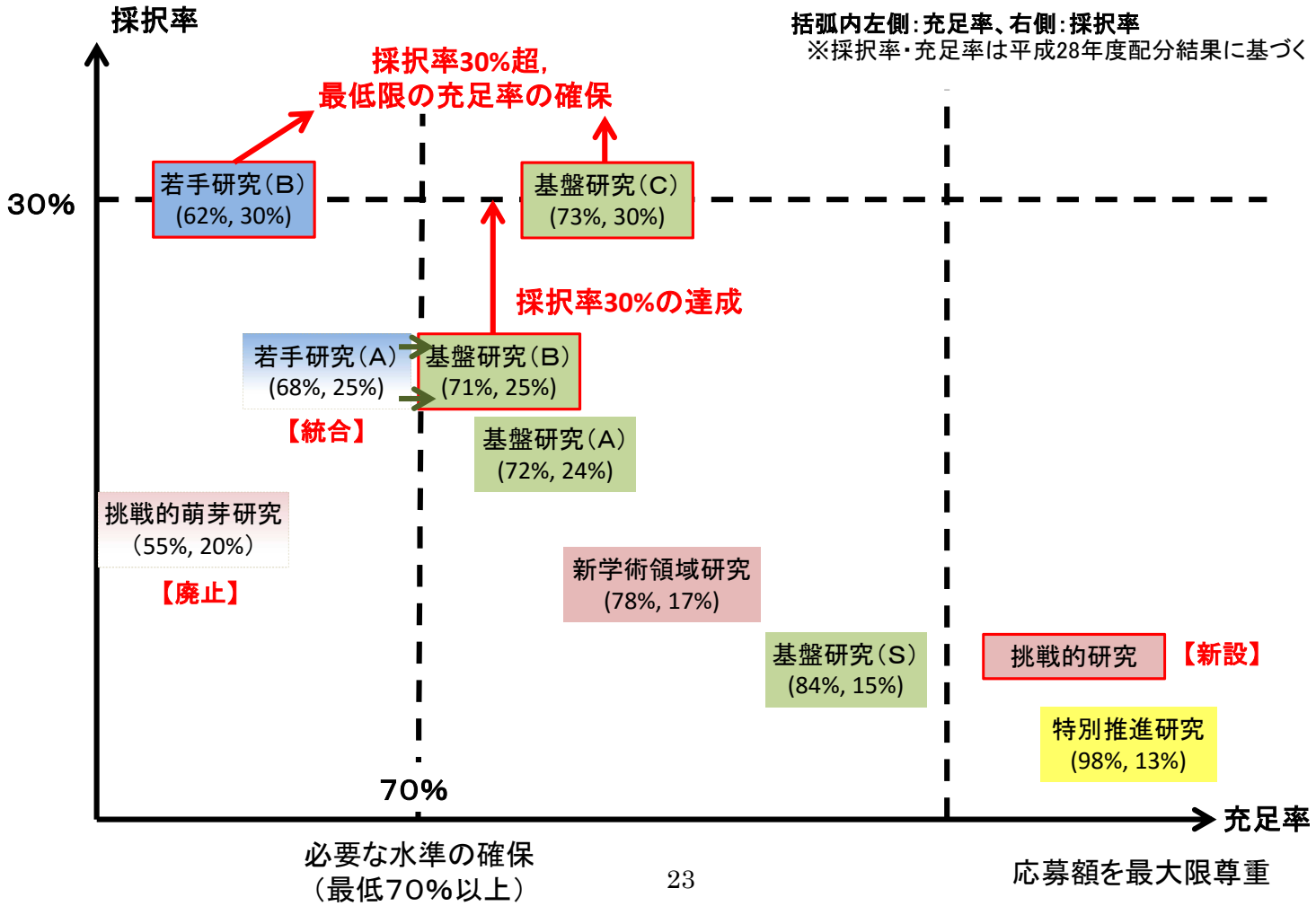

科研費改革の工程表（1／3）

別紙4

	～平成29年度	平成30年度～32年度
1. 審査システムの見直し	第5期科学技術基本計画（平成28～32年度）	
	審査単位・区分の見直し ・創造性に富む競争的環境の形成 ・学問分野の多様性・広がりへの柔軟な対応 「分科細目表」の見直し（大括り化等） 「特設分野研究」「時限付分科細目」「複数細目審査」の見直し 「科研費審査システム改革2018」の実施準備	新たな「審査区分表」の定着、不断の見直し
	審査方式の見直し ・より丁寧な審査方式の導入 一部種目における総合審査方式の先行実施 ・審査方式の合理化 2段階書面審査方式の検討	新たな審査方式の定着
	・審査結果の取扱いの改善 「特設分野研究」における審査結果のフィードバックの試行	一部種目における本格実施
	応募プロセスの見直し ・重複制限の改善 重複制限の検証、新種目体系への移行に向けた検討 ・応募件数の増加への対応 一部種目におけるプレスクリーニングの試行	新制度における応募プロセスの検証（重複緩和の可能性、審査負担の変化等） プレスクリーニングの本格実施 改善策の検討、実施
	審査体制の充実・強化 審査単位・区分や審査方式の見直しに合わせた体制の構築（適格な審査員の持続的な育成・確保方策の検討と実施）	新たな審査方式に即した体制強化
	「新学術領域研究」審査業務の一元化の検討	（平成32年度助成） 新制度による審査
	平成30年度助成（平成29年9月公募）	

科研費改革の工程表（2／3）

	～平成29年度	平成30年度～32年度
2. 研究種目・枠組みの見直し	第5期科学技術基本計画（平成28～32年度）	
	研究種目の再構築 ・研究種目の相互関係の再整理 種目体系の見直し（「学術変革研究」種目群の創設等） 新体系への移行	新たな体系の本格実施（種目の性質に応じた採択率・充足率の改善）
	・大規模研究種目の改善 「特別推進研究」の見直し 新制度への移行	新制度への定着、他の研究費制度との連携等に係る検討
	「新学術領域研究」の検証・改善策の検討	公募 （平成32年度助成）
	・若手研究種目の改善 応募要件の見直し 「若手研究（A）」の見直し 独立支援策の検討 「若手研究（B）」の充実策の検討 「若手支援プラン」の策定、実施準備 ・新応募要件の決定・周知 ・「若手研究（A）」の新規公募停止 ・独立支援策の試行 ・「若手研究（B）」の充実、基盤研究種目へのステップアップ促進	「若手支援プラン」の本格実施 新たな種目体系・制度の定着、重点種目の採択率向上等 ※応募要件の見直し、「若手研究（A）」の新規公募停止に関しては、平成31年度助成までは経過措置を適用
	・挑戦的研究への支援の強化 「挑戦的研究」の新設 新種目による助成	新種目の定着、フォローアップ
	国際化への対応 ・国際共同研究の加速 「国際共同研究加速基金」プログラムの推進・フォローアップ（①国際共同研究強化、②国際活動支援班、③帰国発展研究）	プログラムの検証、改善策（応募要件の見直し等）の検討・実施
	・審査・評価の国際化 一部種目における試行	「特別推進研究」における海外レフェリー制度の改善
	平成30年度助成（平成29年9月公募）	

科研費改革の工程表（3／3）

	～平成29年度	平成30年度～32年度
2. 研究種目・枠組みの見直し	第5期科学技術基本計画（平成28～32年度）	
	研究成果・評価の可視化 ・オープンアクセスの動向への対応 JSPSにおけるポリシー策定 論文オープンアクセスの推奨	全体方針を踏まえた改善策の検討・実施
	・他の研究費とのシームレスな連携 一部種目での重複制限ルールの実施 審査・評価の改善策の検討	
	KAKEN DBの充実、改善策の検討・実施 FMDBとの連携、改善策の検討・実施	改善策の実施
3. 柔軟かつ適正な研究費使用の促進	**「学術研究助成基金」等の充実** 基金対象種目の見直し （「国際共同研究加速基金」「特設分野研究基金」「挑戦的研究」の創設） 調整金制度等の活用促進	基金の充実に向けた検討・実施 使い勝手の検証
	競争的研究費改革への対応 全体方針を踏まえた科研費制度としての取組の検討・実施 （政府内のルールの共通化、研究費の使途柔軟化、設備等の共用促進等）	取組の定着
	研究不正・研究費不正への厳正な対応 ガイドラインを踏まえた不正防止策の実施・改善 （実地検査、研究倫理教育の推進等）	

平成30年度助成（平成29年9月公募）

研究組織及び研究計画調書の見直しについて

平成 29 年 10 月 20 日
平成 30 年3月 14 日改訂
科研費改革に関する作業部会

1.「連携研究者」の在り方について

○ 「連携研究者」は、従来、科研費における「研究組織」が「研究代表者」、「研究分担者」[1]、「研究協力者」により構成されていたところ、「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(研究費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年8月 10 日科学技術・学術審議会学術分科会研究部会)における下記の問題意識を踏まえ、平成 20 年度助成より導入されたものである。

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(研究費部会「審議のまとめ(その1)」(平成 19 年8月 10 日)

Ⅱ 科研費において当面講ずべき制度改善方策

2 研究分担者の在り方の見直し

(問題意識)

○ こうした研究分担者において、分担金の配分を受けていない者のうち、研究代表者と異なる機関に属する者については、研究資金の使用に関する機関管理が十分に行き届かない恐れがあるとの指摘。

○ また、不正使用が発覚した際には、研究分担者にも共同責任が課せられるルール【引用註:以下「連座制」という。】になったことにより、研究分担者になることに抑制的になるとの指摘がある一方、一般に研究代表者と共同して研究を行う者と、国庫補助事業(以下「補助事業」という。)上の研究分担者の定義を同一と捉えて、ペナルティ制度が共同研究の萎縮や妨げになる恐れがあるとの意見。

○ 研究分担者のうち、そのほとんどを占める分担金の配分を受けていない者については実質的にどの程度の資金が使用されているのか把握できないこと、また、実際に分担者として複数かつ多額の資金を使用している研究者がいて問題が生じているとの指摘もあることなどから、研究資金の過度の集中等を防ぐ上で障害となる恐れ。

○ しかしながら、平成 25 年度に連座制が廃止されたことに伴い、「連携研究者」の導入趣旨を考慮する必要がなくなり、また、科学技術・学術審議会学術分科会においても、下記のとおり「連携研究者」の在り方を見直すべきとする趣旨を盛り込んだ提言が取りまとめられたところである。さらに、平成 29 年9月公募より、研究計画調書における「連携研究者」の業績記載を不可とし、その対象を「研究代表者」及び「研究分担者」に限定したことから、一層「連携研究者」の在り方を見直す必要

[1] 当時から「研究分担者」は補助金適正化法の適用を受ける補助事業者として整理されていたが、「分担金の配分を受ける者」と「分担金の配分を受けない者」が存在した。

性が増しているところである。

科学技術・学術審議会学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」（平成 29 年1月 17 日）

> 3 審査システム改革の内容等
> （1）改革の内容
> ⑥その他関連措置について
> （c）科研費制度における「研究組織」について
> ・・・「③連携研究者」は、・・・研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率（エフォート）の登録が不要となっている。このため、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているという意見もある。
> このため、「③連携研究者」の在り方等について、研究組織の構成を整理する方向で引き続き検討する必要がある。

○ このような状況を踏まえ、本作業部会において、研究組織の見直しについて、下記の3類型に整理して検討を行った。

（1）「連携研究者」を廃止し、現行制度上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）上の補助事業者である「研究分担者」の中に、①「補助事業者であり、分担金の配分を受ける分担者」、②「補助事業者ではなく、分担金の配分を受けない分担者」の2種類を併存させる。
（2）現行制度を維持し、「連携研究者」の見直しは行わない。
（3）「研究代表者」と「研究分担者」以外に研究計画に関わる者として、「連携研究者」と「研究協力者」を統合し、新たな「研究協力者」として再整理する[2]。

○ （1）を採用する場合、「研究分担者」の中に、補助金適正化法上の補助事業者としての責任を負う者とそうではない者が混在することとなり、科研費制度運用上、「研究分担者」の整理が複雑となる[3]。
○ また、（2）に関連して、現行制度上、「連携研究者」は科研費の応募資格を有する者に限られていることから、「連携研究者」として位置付けるためには、日本国内の研究機関に属している必要がある。従って、海外の研究機関に属する研究者は「連携研究者」として位置付けることが出来ないのが現状である。

[2] この場合、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）の一部改正を要する。
[3] なお、（1）②について、「補助事業者であり、分担金の配分を受けない分担者」という整理にすることも検討したが、文部科学省における検討の末、補助金適正化法はあくまでも補助金の予算執行等の適正化を目的とするものであるため、補助金の配分を受けない研究者を当該法律の対象（補助事業者）として整理することは困難であるとされたため、今回の検討の対象からは除外している。

○ しかし、平成 27 年1月の科学技術・学術審議会学術分科会の報告[4]において、学術研究への現在的要請の一として「国際性」が謳われており、また、平成 30 年度概算要求においても、国際共同研究を推進する方針が打ち出されていることを踏まえると、日本国内の科研費応募資格者に限定する「連携研究者」を維持する必然性は低いと言える。

○ 一方、(3)を採用する場合、「連携研究者」と「研究協力者」を統合して出来る新たな「研究協力者」は、補助事業者以外に研究計画に関わる者として簡便に整理することが可能であり、現行の「研究協力者」同様、科研費の応募資格者に限定しないことから、「研究代表者」及び「研究分担者」以外の者であれば一律に並列して位置付けることが可能である。

○ 加えて、現在、科研費の交付に当たり、交付申請書の研究組織欄への記載を必要としているのは補助事業者(「研究代表者」及び「研究分担者」)のみであり、「連携研究者」は交付手続き上管理の対象としていないため、「研究協力者」同様、極めて流動的な扱いが可能な位置づけとされており、前述のような両者の整理が要されるところである。

○ 従って、本作業部会としては、(3)のとおり研究組織を見直す方向で整理するように求めたい。

2.「研究分担者」の位置づけの明確化について

○ 1. に示すとおり研究組織の見直しを行う場合、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者として位置付けられている「研究代表者」はもとより、同じく補助金適正化法上の補助事業者として、「研究分担者」に求められる責任の所在を今一度再認識する必要がある。

○ 従って、現行の公募要領における「研究分担者」の定義に関する記載を発展的に見直し、例えば「研究分担者は、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担内容に応じた研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいい、補助事業者として分担内容を踏まえた分担金の配分を受ける者でなければなりません。」と再整理するなど、「研究分担者」の位置づけの更なる明確化を図る必要がある。

3. 研究計画調書の見直しについて

[4] 科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」(平成 27 年1月 27 日)において、「国際性」は現代的要請の一として、「自然科学のみならず人文学・社会科学を含め分野を問わず、世界の学術コミュニティーにおける議論や検証を通じて研究を相対化することにより、世界に通用する卓越性を獲得したり新しい研究枠組みを提唱したりして、世界に貢献する必要がある」と整理されている。

○ 1. 及び2. に示した整理を行うことを前提として、研究計画調書[5]の在り方についても検討する必要がある。

○ 科研費に応募する研究者の中には、審査を見据え、研究計画調書の「研究組織」欄に必要以上に数多く著名な「研究分担者」を連ねたり、また、「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする傾向が少なからず看守されるとの指摘がある。

○ このような指摘は従来から示されており、実際、「連携研究者」の新設を巡る平成 19 年当時の議論においても、分担金の配分を受けない「研究分担者」の業績が必要以上に研究計画調書に記載されていた実態が課題として挙げられていたところである。

○ また、「研究業績」欄については、平成 29 年9月公募からその記載対象が「研究代表者」及び「研究分担者」のみとされたことに伴い、現行の「連携研究者」相当の研究者が研究業績の記入を行うことを目的として、形式的に「研究分担者」に移行する可能性があることも考慮する必要がある。

○ 科研費制度においては、あくまでも「研究代表者」がすべての研究計画の遂行に関して責任を持つ研究者であり、その責任は、「研究分担者」以下で認められている交替が「研究代表者」のみ認められていないことからも明らかである。

○ このように、科研費の研究課題が「研究代表者」のものであるという前提に立つとともに、1. 及び2. の整理を踏まえ、次のとおり研究計画調書の見直しを提案する。

○ 第一に、「研究組織」欄について、現在「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」の「所属機関、部局、職」、「学位、役割分担」、「平成○年度研究経費(千円)」(※「連携研究者を除く。)、「エフォート(%)」(※「連携研究者」を除く。)を記載することとされているが、「連携研究者」を廃止することに伴い、記載対象を「研究代表者」及び「研究分担者」のみとする。

○ 第二に、上述した「研究代表者」の性格に鑑み、「研究業績」欄については、その記載対象を「研究代表者」に限定し、当該欄においては「研究分担者」の業績の記載は求めないこととする。

○ 一方で、「研究分担者」を設ける場合、研究計画遂行上、なぜ当該分担者が必要なのかについて、必要に応じて研究業績等を引用しつつ研究計画調書に記載できるようにすべきとする意見や、研究計画を遂行する上で、分担金の必要はないが重要な役割を担う者も一定数存在するといった意見も見受けられるところである。

---

[5] 本稿において「研究計画調書」と言う場合、平成 30 年度科研費公募要領別冊中、基盤研究(A・B・C)の研究計画調書を参照。

○　従って、「連携研究者」の廃止を受け、「研究計画に関連のある研究者等」（仮称）の記載欄を設定し、関連のある研究者等（「研究分担者」、「研究協力者」）の情報（所属・職・氏名、共同研究や連携・協力の内容、度合い、業績等）について記入を求めることとする。なお、本欄に記載できる者については、科研費応募資格の有無を問わないこととする。

○　さらに、現行の研究計画調書中「1　研究目的、研究方法など」欄において、研究を「研究分担者」とともに行う場合、「研究代表者」と「研究分担者」の具体的な役割を記述することとされているが、「研究分担者」が分担する役割の内容については、当該研究者の研究業績等と関連付け、当該欄[6]において「研究遂行能力」を併せて説明するように求めることとする。なお、当該事項の記載に当たり、必要に応じて表形式による記述を認めるなど、応募者による分かりやすい説明が可能となるよう配慮するものとする。

○　以上の見直しにより、前述の研究組織の見直しを研究計画調書に適切に反映できるとともに、「研究分担者」の研究業績についても、当該研究者の役割と研究遂行能力を明確に説明する上で、より有効に活用できるものと整理できる。

○　以上の整理を独立行政法人日本学術振興会に提示したところ、平成 29 年 11 月 20 日の本作業部会において、下記のとおり、御意見をいただいたところである[7]。

【研究計画調書の見直しに関する日本学術振興会の意見】

（「研究計画に関連のある研究者等」欄（仮称）の取扱について）

・連携研究者を研究協力者と整理するにもかかわらず、研究協力者について記載する欄を設けるのは、これまでの連携研究者による研究組織の肥大化と同様の弊害を残す恐れがある。そのため、研究協力者については、研究計画調書全体の中で必要に応じて記載していけばよく、「研究計画に関連のある研究者等」欄は不要。

（「研究業績」欄の取扱について）

・研究分担者による研究遂行も含めて研究計画であることから、審査においては、現行のように研究分担者も含めて研究計画としての研究遂行能力を十分に確認する必要があるとの意見が大勢を占めた。

---

[6] 本作業部会においては、科研費における研究課題が「研究代表者」に帰属するものであるとの前提に立ち、研究計画調書における「研究分担者」の研究業績の記載を求めず、「研究代表者」のみ研究業績を記載するものと整理することを含めて検討を行った。

検討の過程において、「研究分担者」の研究業績については、当該研究者が分担する役割に対する研究遂行能力を説明する上で考慮すべきものとの指摘がなされる一方で、現行の研究計画調書において独立した項目として設けられている「研究業績」欄については、当該欄における記載を充実させることが審査の上で有利に働くといった誤った印象を与えかねないとの指摘もなされた。本作業部会としては、「研究分担者」の研究業績は「研究業績」欄を量的に充実させる性質のものとして捉えられるべきではないことも踏まえ、ここに示す方針が適当と整理した。

[7] 平成 29 年 11 月 20 日開催科研費改革に関する作業部会（第8回）資料2－1「研究組織及び研究計画調書の見直しに係る科研費WG（H29.11.2）での主な意見等について」より抜粋。

そのため、研究分担者の研究業績を研究計画中に記載させるのではなく、研究業績欄には現行どおり研究分担者の業績も記載させるべき。

○ 先述したとおり、応募者の中には「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態も指摘された。

この点については、「研究業績」欄が、一定の情報を記載する「枠」としての位置づけとされてきたことにより、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性の指摘もあった。

○ 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認が必要であることは、審議過程で十分議論されてきたところであるが、研究業績等の「書かせ方」については、前述の問題意識等もあり一考の余地があると思われる。

○ また、科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。

○ 振興会においては、以下に示す論点の例を含む本作業部会の意見も踏まえ、研究計画調書における適切な「研究業績の書かせ方」について最適化に向けた検討を進めていただき、平成 31 年度助成に係る公募から適用するよう準備を進められたい。

（論点の例）

- 研究分担者の研究業績については、「当該研究者の分担内容に応じた研究遂行能力のために必要。」との議論があった点を十分考慮すること。
- 仮に「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載するよう配慮すること。
  （単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭すること。）
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めること。
- 府省全体で「リサーチマップ」との連携に取り組むこととなっていることを十分踏まえること。
- 今後、研究計画調書による審査を電子媒体中心に移行していくことをも視野に置いた検討とすること。

科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実現に向けて

平 成 ３０ 年 ５ 月 １８ 日
科学技術・学術審議会学術分科会
研究費部会、科学研究費補助金審査部会

本年で制度創設 100 年目を迎える科研費は、毎年度２万数千件もの新規研究課題を採択する、年度予算約２千３百億円規模の我が国最大の競争的資金制度である。

今後も配分規模の拡充を含む科研費制度全体の充実に注力していくとともに、科研費が国民から徴収された税金等によって運営されていることに鑑み、引き続きこれまで以上に公正・透明な研究活動の実現に努めていく必要があることから、下記のとおり制度運営の適正化を図る。

１．適正な審査の実施について

◆ 審査に関する透明性の向上

審査委員の公表を現行よりも細かい区分により行い、応募研究課題と担当審査委員の対応関係をより明確にすることにより、審査委員の責任感を高めるとともに、審査委員選考者の責任意識を高め、審査及び審査委員選考の透明性の一層の向上を図る。

なお、このことについては、独立行政法人日本学術振興会において、平成 29 年度助成分の研究課題の審査を担当した審査委員の公表分（平成 30 年２月に実施）から対応している。

◆ 審査委員の層の充実

現在も審査委員の選考に当たっては、選考する審査委員の年齢構成を考慮しつつ、若手研究者の積極的登用に配慮するよう選考要項に掲げているが、更に若手研究者の早期登用を図るなど、今後その実効性をより担保するための方策を検討する。

若手研究者の早期登用などにより、審査への習熟度を高めた研究者を増やし、審査委員の層の充実を図ることによって、審査委員の新陳代謝の向上に努めるとともに、最新の研究動向や学説動向をより柔軟に反映した審査の実施を図る。

２．公正で誠実な研究活動の実施について

◆ 研究遂行上の配慮事項の公募要領等での周知

日本学術会議が作成しているすべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範」（平成 25 年１月 25 日）（内　Ⅰ．科学者の責務）や、日本

学術振興会が作成している研究倫理教育に関する教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、公募要領や審査の手引き等において改めて周知する。

◆ 研究者の自覚と責任において実施する研究であることの周知

科研費による研究は研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等については、国や資金配分機関の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを周知する。

具体的には、以下の対応を行うこととする。

- 公募要領や科研費ハンドブック（研究者用）、科学研究費助成事業データベース（ＫＡＫＥＮ）等においてその旨を周知。
- 研究成果報告書の様式にその旨を明記。
- 科研費の研究成果を発表する際に、本研究成果が研究者個人の見解である旨を記載する場合には、以下の記載例を参考とする旨を科研費ハンドブック（研究者用）において周知。

  （記載例）

  本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

統合イノベーション戦略（抜粋）

（平成３０年６月１５日　閣議決定）

第３章 知の創造

（１）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

○目指すべき将来像

・大学や国研が産学官を交えた知識集約型産業の中核となるイノベーション・エコシステムが全国各地に構築

＜経営環境の改善＞

・ガバナンスが強化され、公的資金のみならず、戦略的な経営、産学連携等により民間資金や寄付金が拡大し、教育研究や人材に投資できる資金が拡大

＜人材流動性・若手等活躍＞

・大学全体として、研究者の流動性と魅力的な処遇が確保され、若手・女性・外国人などの多様で優れた人材が大学の特色を創り出すことができるよう、バランスの取れた人事配置が実現

＜研究生産性の向上＞

・競争性を担保した上で、優秀な若手研究者には挑戦機会を増やすとともに、年齢にとらわれない適材適所の配置と新たな領域を更に発展させられる支援の仕組みが整備

＜ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）＞

・国際的な頭脳循環の中で研究者の流動性が高まるとともに、本格的な産学連携を進めるマネジメント体制が整備

○目標

＜経営環境の改善＞

戦略的な大学経営のために多様な見識を活用できる体制の構築に向けて、

・2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準から倍増

民間資金・寄付金など外部資金を拡大できる経営基盤の形成に向けて、

・2025年度までに大学・国研等に対する企業の投資額を2014年度の水準の３倍

＜人材流動性・若手等活躍＞

若手研究者の活躍できる年齢構成の実現に向けて、

・2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年水準から１割増加

・2023年度までに研究大学の40歳未満の本務教員割合を３割以上

＜研究生産性の向上＞

主要国並みの研究生産性の実現に向けて、

・2020年度までに総論文数を増やしつつ、総論文数に占めるTop10％補正論文数の

割合を10%以上
・2023年までに研究大学の教員一人当たりの論文数・総論文数を増やしつつ、総論文数に占めるTop10%補正論文数の割合を12%以上

研究費を獲得できる若手研究者の割合の増加に向けて、
・2023年度までに科研費における採択件数に占める若手研究者の比率が、応募件数に占める若手研究者の比率を10ポイント以上上回る[77]

研究環境の充実による若手研究者の活躍機会の創設に向けて、
・2023年度までにサイエンスマップ参画領域数の伸び率が世界全体の伸び率を凌駕
・2023年度までに助教の職務活動時間に占める研究時間の割合を５割以上確保

＜ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）＞

研究者や大学の国際化に向けて、
・2023年度までに国際化を徹底して進める大学81において分野の特性に応じて外国大学で博士号を取得し、研究・教育活動の経験を有する日本人教員数を2017年度水準の３割増（ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等も活用促進）
・2023年度までに英語による授業のみで修了できる研究科数300以上
・2023年度までにTop10%補正論文数における国際共著論文数の増加率を欧米程度

博士号取得者が活躍できる環境の整備に向けて、
・2023年度までに産業界による理工系博士号取得者の採用2,000人以上

（参考：ランキング）
・2023年度までに世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れる。指定国立大学については世界大学ランキング100位内を目指す。また、研究大学は各々の強み・特色を生かして分野別ランキングの向上を目指す。

○目標達成に向けた主な課題及び今後の方向性
・研究大学や国研を中核としたイノベーション・エコシステムの構築には、大学等の経営環境、人事の硬直化・高齢化、研究生産性、ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）等に関する「壁」が存在
・これらを打ち破る改革を断行し、大学等の経営環境の抜本的な改善を図るとともに、若手の活躍促進、人材の流動性向上、産学連携等による外部資金の拡大を実現
・大学等のミッション、得意分野などの個性や特色に応じた戦略経営を実行するための基盤を確保し、学術的な価値やイノベーションの創出において世界と競争できる組織へと転換

---

[77] 若手研究者を中心とした種目への重点化等を通じて採択件数を増やすことで、採択件数に占める若手研究者の割合を増やす。

① イノベーションにおける大学改革等の必要性・重要性

イノベーションを巡る世界的競争が激化する中、我が国の大学改革や研究力強化策は相対的に立ち遅れつつあるとの指摘がなされている。

我が国がグローバル競争に打ち勝ち、イノベーションによる持続的成長を実現するためには、破壊的ともいえる画期的な科学技術イノベーションを生み出す場である大学に活力を与えることが必要である。そのためには、国際的な視座から、研究生産性の向上や新領域への挑戦を促すため、研究大学を中心として、経営環境・人事柔軟性・研究生産性・ボーダレスな挑戦等の「壁」を打ち破る抜本改革を断行し、イノベーション・エコシステムを構築することが不可避かつ喫緊の課題である。

我が国の社会構造が急速に変化し、基礎研究がビジネスやイノベーションにも直結するようになる中で、大学は、改革を通じて、アカデミアとしての根源的な教育研究機能を一層強化し、イノベーションを生み出す礎となる「知」とそれを担う人材を社会へと継続的に供給していくことで、官民だけでは対応できない社会的課題を解決し、社会の活力や成長の持続性を生み出すことが期待されている。

また、大学改革で求められる諸課題は、産と学の橋渡し役を担う国研にも共通するところがあり、国研改革もまた大学改革と同時並行で、各国研の特性に応じて進めていくことが重要である。

② 現状認識

ⅰ）経営環境の壁

ⅱ）人事の硬直化・高齢化の壁

ⅲ）研究生産性の壁

ⅳ）ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）の壁

③ 今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策

大学改革を実行するため、ガバナンスと経営基盤を強化することで経営環境の抜本的な改善を行うとともに、業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入により若手の活躍促進と人材流動性の向上を図る。さらに、若手による研究や挑戦的な研究の奨励による研究生産性の向上に加え、人材・研究の国際化と産学連携の推進によるボーダレスな挑戦の推進により、持続的なイノベーションの創出を促進する。

ⅰ）経営環境の改善

ⅱ）人材流動性の向上・若手の活躍機会創出

ⅲ）研究生産性の向上

○ 競争的研究費の一体的な見直し、独創性や分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成等を行うことで、若手研究者による研究や新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を奨励するとともに、多様な外部資金を活用して研究者を雑務

から解放し、研究に専念できる環境を整備する。 【内閣官房、科技、食品、総、文、厚、農、経、国、環、防】

＜競争的研究費の一体的な見直し＞

・文部科学省等の関係府省庁において競争的研究費全体について若手研究者の支援に重点化するとともに、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進

（ア）科研費において、大型種目から若手研究者を中心とした種目への重点化等の配分の見直しを推進

（イ）ＪＳＴ戦略的創造研究推進事業において、若手研究者への支援や、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を充実するとともに、大括くくりのビジョンの下で継続性を持って戦略目標を設定

（ウ）産学連携や社会・産業ニーズに対応した出口指向の事業について、他府省の関連事業との連携を推進

（エ）競争的研究費の各制度（（ア）・（イ）以外）について、若手の育成や支援を重視した仕組みの導入や充実を検討

（オ）プロジェクト型の競争的研究費で雇用される若手等が、プロジェクト以外の研究活動を行う際の要件等についての考え方を整理

＜研究力向上に向けたリソースの重点投下・制度改革＞

・文部科学省は、研究生産性の高い事業等について、若手研究者を中心としたリソースの重点投下・制度改革、共同利用・共同研究体制の強化等を内容とする研究力向上加速プランを実施[107]

＜若手研究者育成の強化＞

・文部科学省は、若手研究者等が、競争的な環境の下、腰を据えて研究に取り組み、自身のキャリアを構築できるよう、「卓越研究員事業」の実施状況を踏まえ、活躍の場の確保や自立的な研究環境を整備

＜リサーチアドミニストレーターの質的充実＞

・文部科学省及び関係団体は、2019年度からリサーチアドミニストレーターの実務能力に関する質保証制度の構築に向けた制度設計・試行に係る調査研究を推進

＜独創性と分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成＞

・文部科学省は、2019年度から学部横断的な人材育成が機動的に実施されるよう「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を制度上位置付け

・文部科学省は、企業との連携等による高度な教育研究プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」において、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、俯瞰力、独創力と高度な専門性を備えた課題解決型人材を育成（教育研究面で我が国のイノベーションを牽引する優れた大学院を強化）

＜研究施設・設備等の整備・共用の促進＞

・文部科学省において、大学・研究機関等の先端的な研究施設・設備・機器等

の整備・共用を進めつつ、周辺の大学や企業等が研究施設等を相互に活用するためのネットワークの構築を推進（産学官連携を支え研究開発投資効果を最大化）

＜研究現場の活動の実態把握・分析＞

・文部科学省は、2019年度から研究環境（研究時間、研究資金、研究体制、研究マネジメント）等の特徴を調査し、研究成果（論文数等）への影響の体系的な把握分析を実施（成果を上げている研究環境の特徴を把握・普及）

Ⅳ）ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）

---

[107] 具体的には、前記（ア）（イ）の取組に加え、研究能力の向上及び研究者ネットワークの構築にも資する海外特別研究員事業の拡充や、大学共同利用機関の新分野創生・異分野融合やイノベーションの創出等に向けた機能強化、大学の共同利用・共同研究拠点の評価に基づく改革の推進や国際共同利用・共同研究拠点の創設等を行う。

関連資料集

（1）「科研費若手支援プラン」関連

（2）国際共同研究関連

（3）研究組織の見直し関連

（4）科研費制度運営の適正化関連

（5）新学術領域研究の見直し関連

（6）応募件数の増加関連

（7）その他

※本資料集には本部会又は科研費改革に関する作業部会で配付した資料を収録。
※複数回配付した資料については、直近の会議で配付した資料を収録。

（1）「科研費若手支援プラン」関連

科研費若手支援プラン（CIO）
－次代の学術・イノベーションの担い手のために－

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日　科学技術・学術分科会研究費部会）　※更新版はp2参照

【基本的な考え方】
博士人材育成と軌を一つにして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開
→　目指す研究者・研究環境のイメージ：「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」
”More Challenging ,More Independent, More Open”
※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化

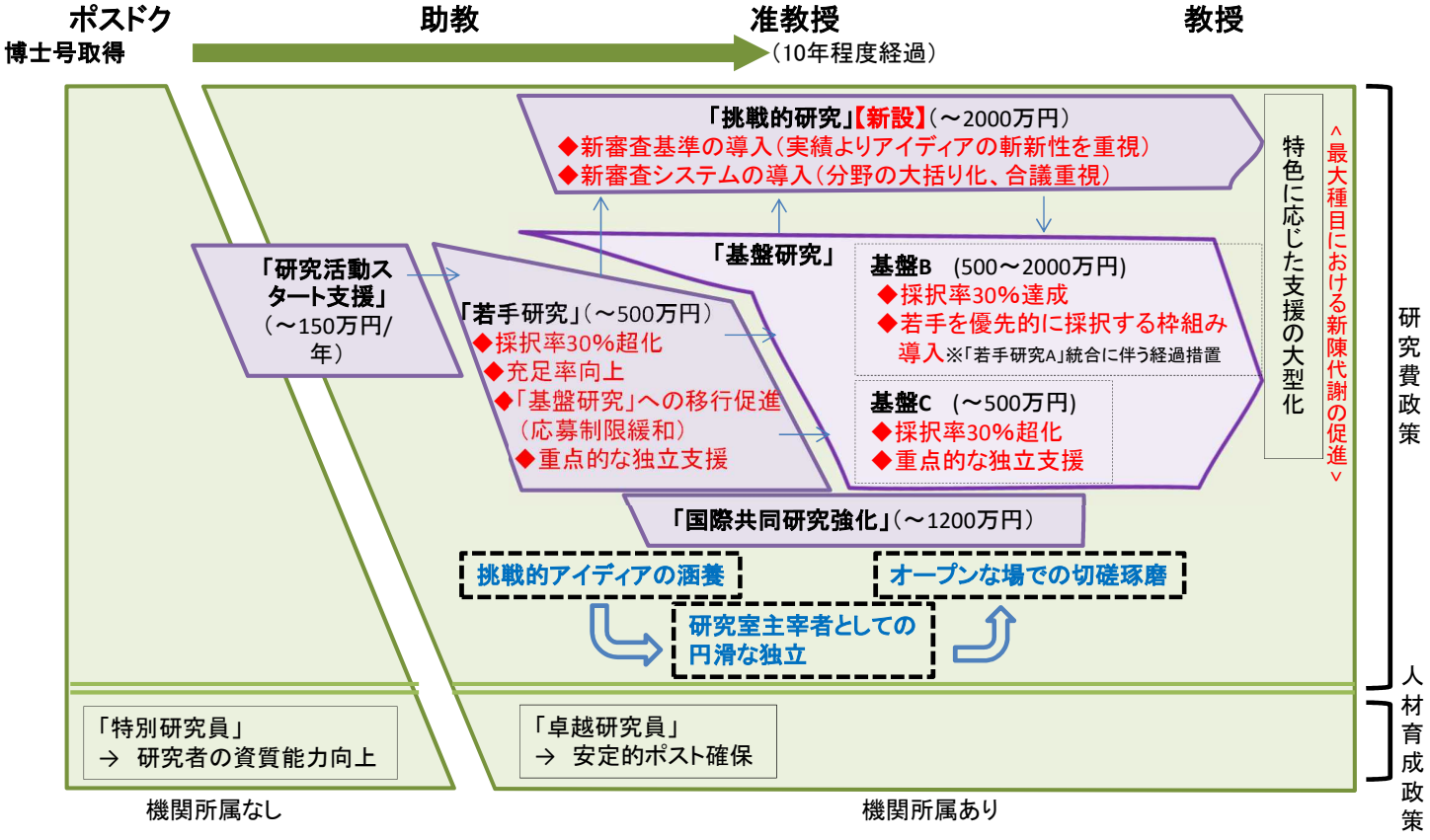

「若手研究（A）」の見直し

（当面の見直しの方策）
・平成30年度助成（平成29年９月公募）より、「若手研究（A）」の新規公募を停止し、これまで当該種目によって支援してきた若手研究者の研究課題については、「基盤研究」種目群等において対応することとする。なお、こうした「基盤研究」種目群等への統合に伴い、若手研究者の採択状況をめぐって当事者に過度の不安を生じさせないよう、時限的な経過措置として若手研究者を対象とした採択調整の仕組みを導入する。

・具体的には、「若手研究（A）」を終了した研究者の多くが応募している「基盤研究（B）」の審査において、若手研究者による応募課題から、適当なものを優先的に採択できる枠組みを設ける。

・「若手研究（A）」が「39歳以下の研究者が１人で行う研究」であることを踏まえ、上記の優先的な採択の枠組みにおいても、「若手研究者」が代表者になっている研究のみを対象とする。なお、後述のとおり「若手研究」の応募要件の見直しについて検討したところであるが、当該経過措置は現行「若手研究（A）」の応募要件を満たす者への配慮から設けられるものであるため、現行の応募要件である39歳以下という定義を適用する。

・また、当該経過措置の期間については、現行の「若手研究（A）」に応募が可能となっている研究者等への配慮という観点を踏まえながら、導入後３年程度とする。

・なお、「若手研究（A）」は、実体上、採択された若手研究者への評価を高める機能を果たしてきたとの指摘がある。こうした機能が、新たな種目体系の中で何らかの形で承継される工夫について、引き続き検討されることを望みたい。「基盤研究（C）」においては、私立学校や高等専門学校に所属する研究者を対象とする「調整枠」を設け、適当な応募課題を追加的に採択している（実績として全体の１%程度）。

＜「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日　研究費部会）より抜粋＞

年齢別・種目別応募件数（H28年度新規）

○　39歳以下の研究者は「研究活動スタート支援」「若手研究（A・B）」の採択が大部分を占めており、40代から応募する研究種目が大きく変化する。

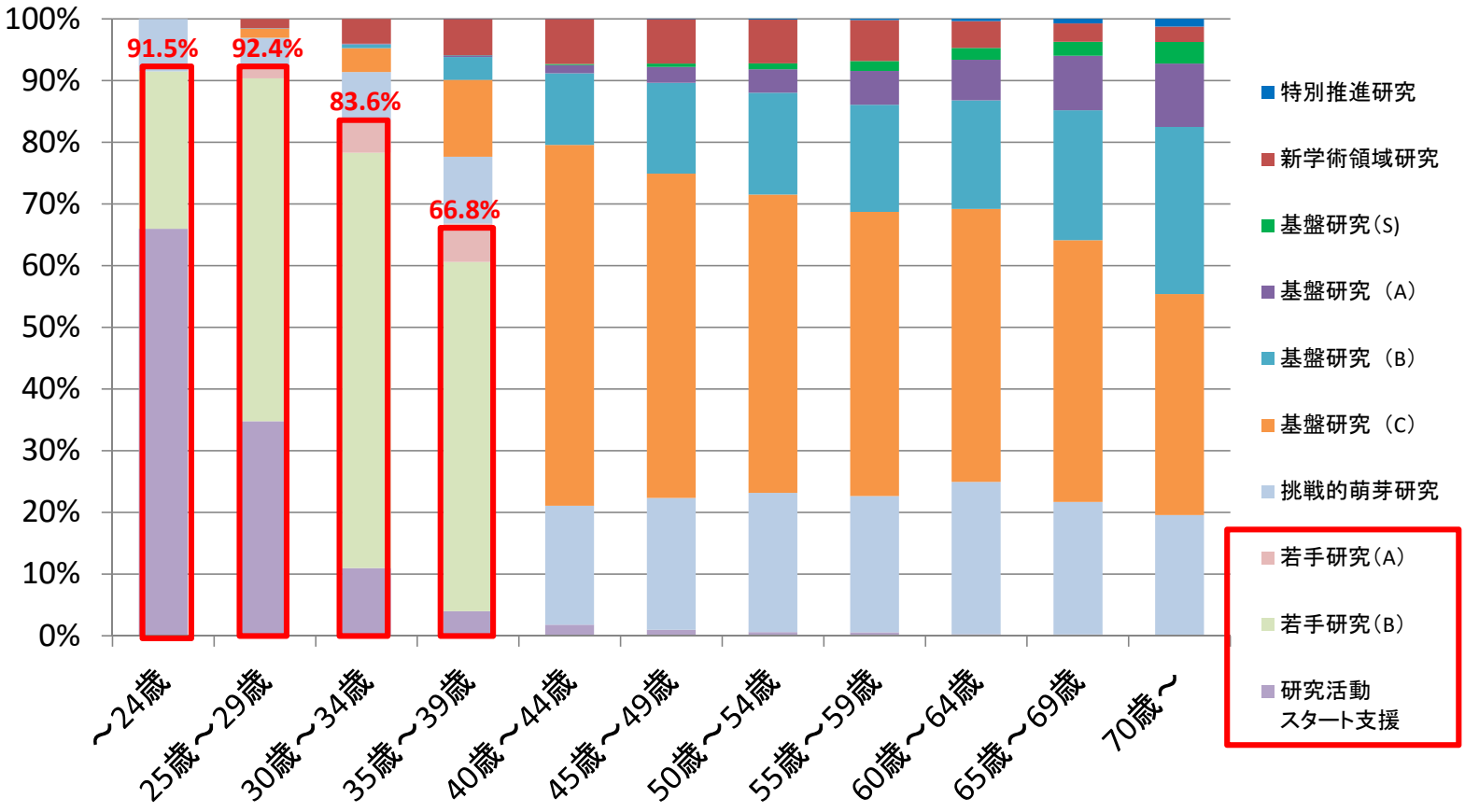

※科学研究費のうち、主要種目に係るデータ

第2回科研費改革に関する作業部会（平成29年5月24日）配付資料

「若手研究（A）」終了後の応募・採択課題（平成27年度新規）

○　「若手研究（A）」終了後に応募し、採択された課題のうち、半数近くを「基盤研究（B）」に係るものが占める。

＜平成26年度に「若手研究（A）」を終了した研究者による応募・採択状況＞

①応募課題（438件）の種目別内訳

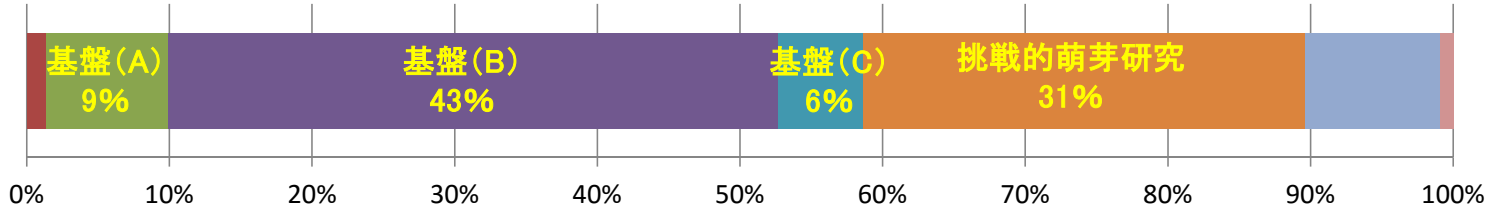

②採択課題（180件）の種目別内訳

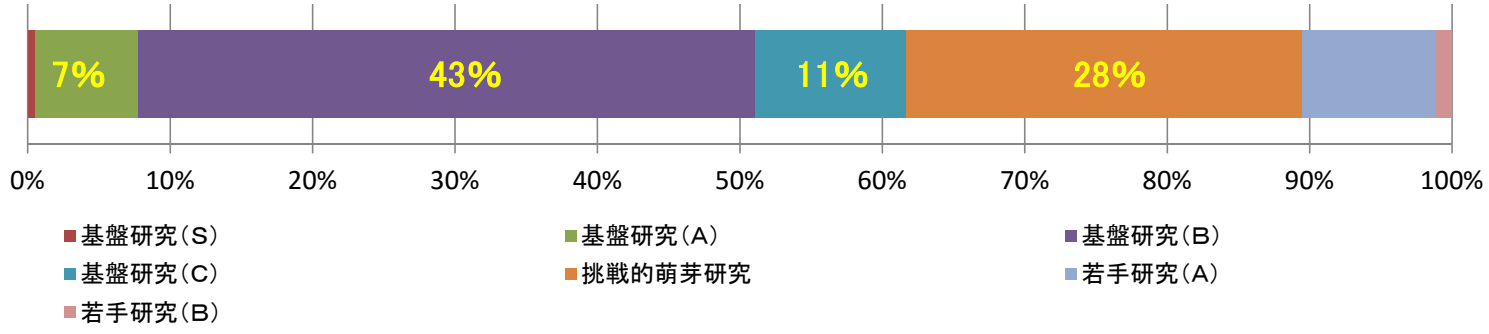

※主要種目に関するデータ

第2回科研費改革に関する作業部会（平成29年5月24日）配付資料

「基盤研究（B）」の今日的位置付け・意義

「基盤研究（B）」を取り巻く状況

（1）研究の高度化と国際競争の激化

○　各分野を通じ、技術の高度化、新たな手法の導入、設備等の高度化、国際共同研究や国際発信の普及などを背景に、研究活動に要する経費は増加傾向にある。より大型の支援が一般的な先進国の研究費制度と比較しても、助成上限500万円の「基盤研究（C）」に偏る形のままでは、国際競争上、我が国は劣勢とならざるを得ない。

（2）「学術変革研究」種目群との関係

○　「学術変革研究」種目群を再編・強化した新たな種目体系の下、新設された「挑戦的研究（開拓）」においては、学術の体系や方向の大きな変革・転換を志向した研究計画を支援することとしており、ここから得られた着想・成果を「基盤研究」種目群において更に深化させることが望まれる。そうした相補関係を有効に機能させるため、同程度の助成規模である「基盤研究（B）」における支援の重要性が更に高まる。

（3）研究者の独立性の確立、層の厚みの確保

○　研究者が、研究室の立ち上げ後、真に独立して研究室を持続的に主宰・運営し、思い切って真理の探究に臨めるようにするためには、「若手研究」及び「基盤研究（C）」級の小規模研究種目による支援のみでは十分と言い難い。上記（1）及び（2）をも踏まえると、**少なくとも「基盤研究（B）」級の支援を充実させることが、日本のアクティブな研究者層の厚みを確保し、学術研究の多様性を持続的に支えていく上で欠かせない**。

第6回研究費部会（平成30年7月31日）配付資料

（参考）「基盤研究」分野別採択状況（H28新規）

○小規模研究種目では、生物系・人文社会系の割合が大きく、大規模研究種目では理工系の割合が大きくなる傾向にある。

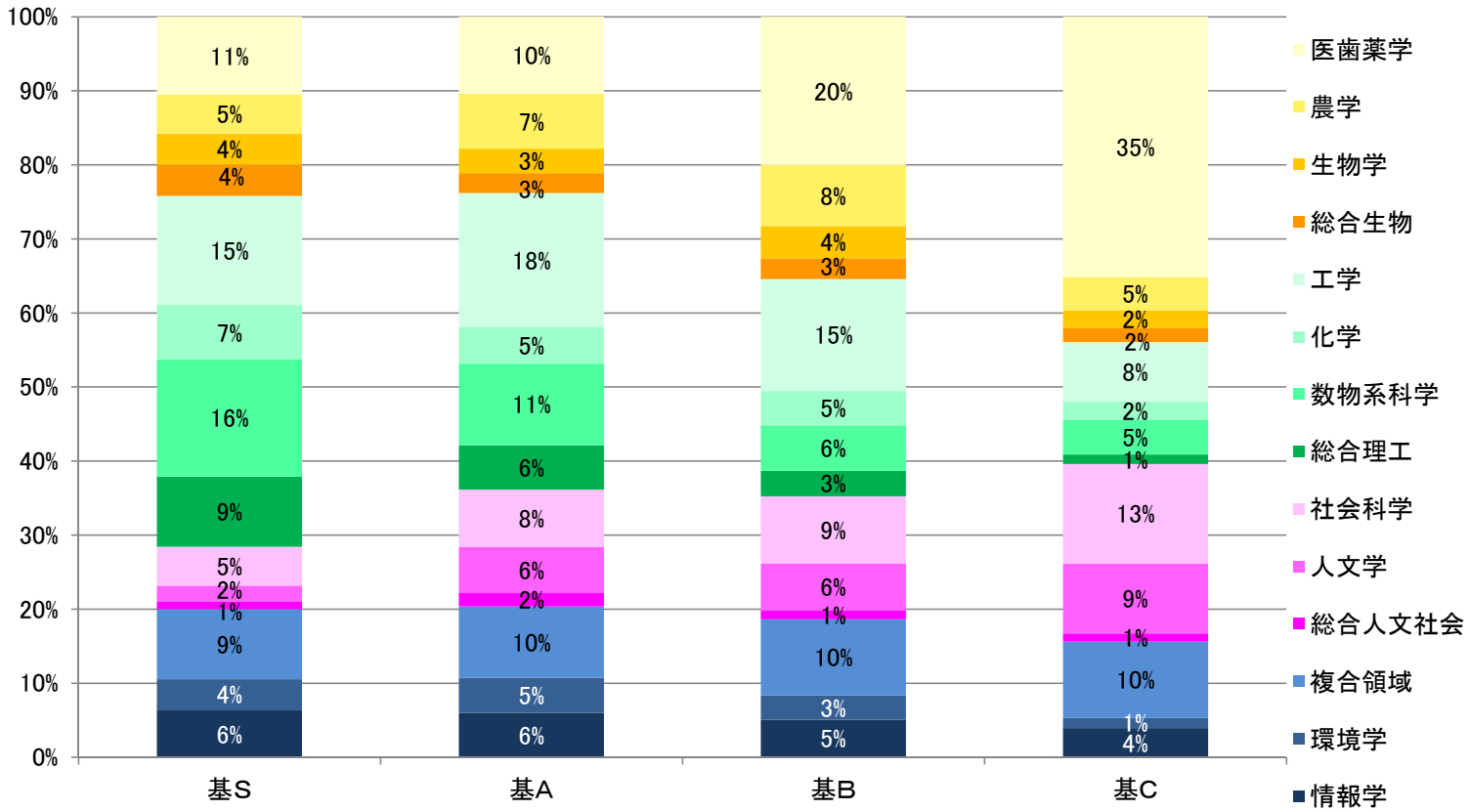

※基盤研究（B・C）については、特設分野研究を除く。
※基盤研究（C）については、時限付き分科細目を除く。

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

米国の研究機関における配分実績

○米国NSF

	①予算	②応募件数	③採択件数	④採択率【③／②】	⑤1件当たり配分額
2014	58億1千万ドル（6,016億円）	48,074	10,981	22.8%	168,100ドル（1,741万円）
2015	59億3千万ドル（7,014億円）	49,635	12,016	24.2%	174,900ドル（2,067万円）
2016	60億3千万ドル（7,348億円）	49,306	11,893	24.1%	176,700ドル（2,152万円）

※①及び⑤は、NSFホームページに掲載されたデータ「FY 2017 Budget Request to Congress」（http://www.nsf.gov/about/budget/fy2017/index.jsp）から引用。
※②及び③は、NSFホームページに掲載されたデータ「FY 2016 Agency Financial Report」（http://www.nsf.gov/pubs/2017/nsf17002/index.jsp）から引用。

○米国NIH

	①予算	②応募件数	③採択件数	④採択率【③／②】	⑤1件当たり配分額
2014	161億7千万ドル（1兆6,744億円）	51,073	9,241	18.1%	486,329ドル（5,036万円）
2015	164億4千万ドル（1兆9,433億円）	52,190	9,540	18.3%	450,749ドル（5,328万円）
2016	178億2千万ドル（2兆1,702億円）	54,220	10,372	19.1%	484,528ドル（5,901万円）

※①、②、③、⑤は、NIHホームページに掲載されたデータ「NIH Data Book」（http://report.nih.gov/nihdatabook/）から引用。
※2011年までは年平均の税関長公示レートにより日本円に換算。2012年からは1月1日を含む週の税関長公示レートにより日本円に換算。

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

若手研究者の独立基盤形成支援の試行

趣旨

若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するため、若手研究（B）の新規採択者（支援対象者）に対して、所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用を交付するもの。

支援対象者等

・「若手研究(B)」の研究代表者として新規採択された者のうち、准教授以上の職位に就いて2年以内の者であって、所属機関において研究室を主宰（※）していること。

採択予定件数：130件程度、対象機関　：大学及び大学共同利用機関法人

※「研究室を主宰」については、各分野の実情を踏まえつつ、以下の点をすべて満たしている者であることを所属機関において確認していること
・独立した研究課題を有すること
・研究グループの責任者であること（研究グループを組織している場合）
・大学院生の指導に責任を持っていること
・論文発表の責任者となっていること
・その他研究室を主宰する者としての活動があること

＜参考＞「若手研究（B）」の採択実績（平成29年度）：5,817件（うち准教授以上約530件程度）

留意事項

【公募・審査】
所属機関による研究基盤整備内容について、別途、公募・審査を行う。審査は可能な限り簡素化して実施。

【応募可能上限数の設定等】
研究機関での応募可能上限数を設定。「若手研究（B）」の新規採択件数の5%又は5件のいずれか低い方。研究機関は、優先順位を付して応募。

【研究機関のコミットメントの担保】
実施状況告書提出時に、追加支援分を含む整備計画について別紙で報告。研究基盤整備を履行しなかった場合は返還を求める。

支援スキーム

① 採択者に対する300万円以上の独立基盤形成支援（研究計画遂行に必要な研究基盤整備（設備等））を研究機関に求める。

② 機関による独立基盤形成支援内容を確認した後、対象者の研究課題について、150万円を上限とした追加交付を行う。

スケジュール

平成29年6月8日　研究機関に対して公募開始
7月7日　研究機関から、独立基盤形成計画の提出
8月下旬　交付内定
10月上旬　交付決定

＜支援額のイメージ＞

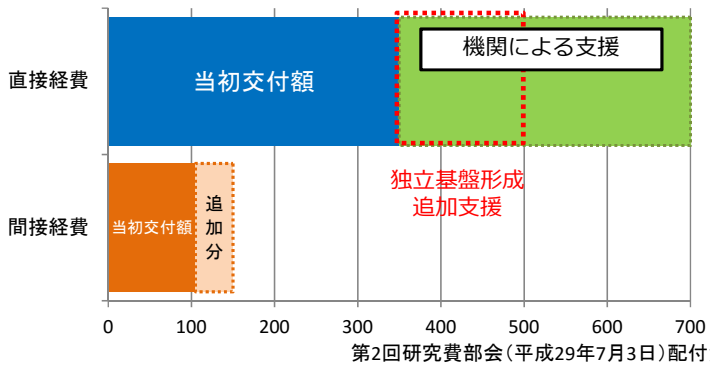

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究活動スタート支援に関する障壁

NISTEP 定点調査2015

Q1-2: 若手研究者に自立と活躍の機会を与えるための環整整備は充分と思いますか。(2011年～2015年)

⇒ 大学及び公的研究機関のいずれでも不充分との認識が示されている。
⇒ 第1、3 グループにおいて不充分との強い認識が示されている。

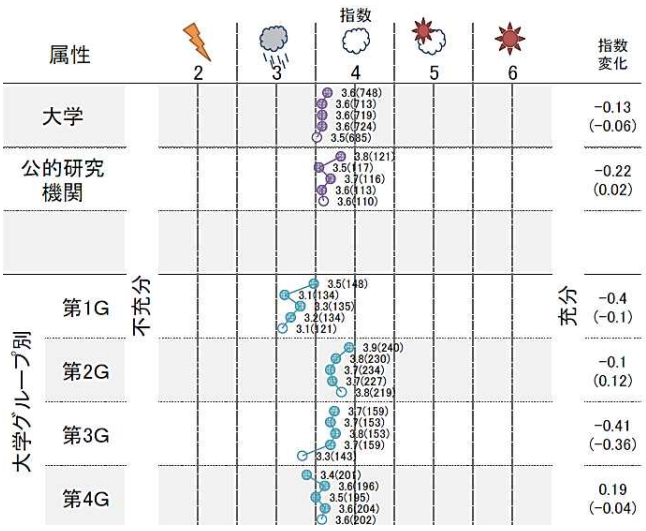

※大学グループの定義

日本国内の論文シェア(2005 年～2007 年)が、
第1G: 5%以上の大学(該当する全4大学を対象とする)
第2G: 1%以上～5%未満の大学(該当する全13大学を対象とする)
第3G: 0.5%以上～1%未満(該当する27大学のうち、15大学を抽出)
第4G: 0.05%以上～0.5%未満の大学(該当する135大学のうち、50大学を抽出)

充分度を上げた理由の例

- テニュア・トラック制度の導入や普及
- スタートアップ資金や若手研究者向けの助成の充実(機関独自・外部資金)
- 若手研究者の育成が重要であるとの認識の定着
- 若手研究者が利用可能な機器の整備
- 競争的資金審査において業績ではなく提案自体を評価する審査員が増加

充分度を下げた理由の例

- 国の支援や運営費交付金等の減により、スタートアップ資金等の若手研究者への支援が困難になった
- テニュア・トラック制度やスタートアップ資金等の導入が一通り進み停滞感がみられる(人数が限られている)
- 若手が独立して研究を行う研究環境となっていない(不安定な身分等、専念義務の縛りが強くなった)
- 雑用や各種業務の増加
- 海外と比べて不充分(海外留学の経験から)
- 任期期限の制限、延長の要件が厳しい

出典:「科学技術の状況に係る総合的意識調査(NISTEP 定点調査2015)」(2016年3 月　文部科学省 科学技術・学術政策研究所)

第1回科研費改革に関する作業部会(平成29年4月24日)配付資料

(2)国際共同研究関連

「国際共同研究加速基金」による国際共同研究の推進

趣旨・目的

○ 個人の研究の発展や、そこから必然的に発展する学際・融合分野の推進のためにも、国際的な交流と連携のネットワークの構築は不可欠。
○ 広い視野を持って若手研究者を育成しながら多様な学術基盤に触れることによる人的交流を通し、学術の総合性や融合性を強めていくことも重要。(「我が国の学術研究の振興と科研費改革について」(中間まとめ)(平成26年8月27日科学技術・学術審議会学術分科会)から引用)
○ 国際的な研究活動は益々活発化し、学問の高度化、研究対象の複雑化、研究手法の専門化等により、国内外に関わらず多様な人材を結集して研究することを求められることも多い。このような状況下で研究を進めるに当たっては、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際社会における我が国の存在感を維持・向上することが求められる。

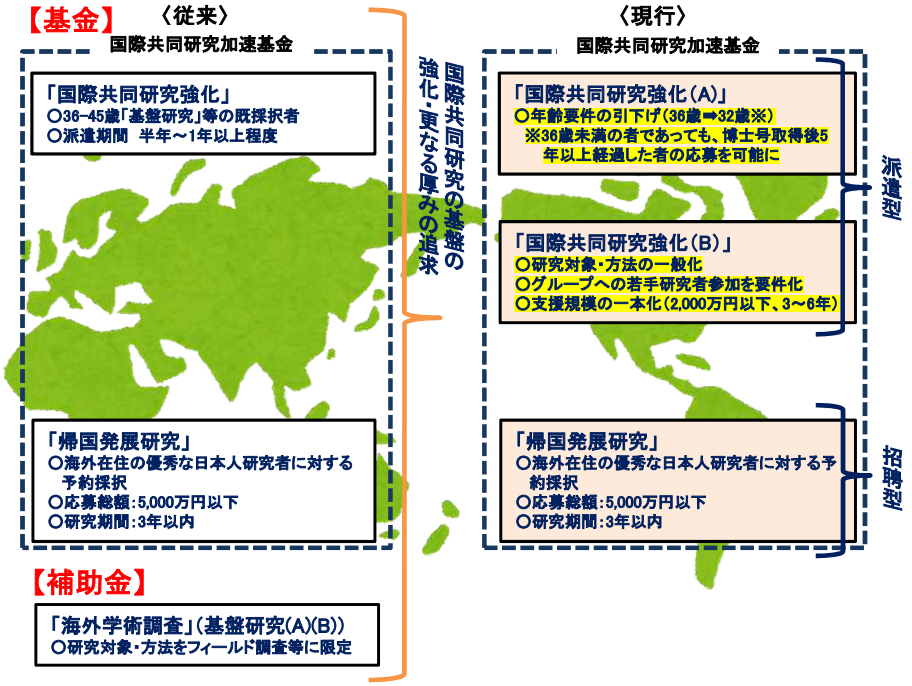

	国際共同研究強化(A)	国際共同研究強化(B)
見直しの方向性(要約)	年齢要件の見直し ※36歳未満の者であっても、博士号取得後5年以上経過した者の応募を可能に	研究対象・方法の一般化による国際共同研究の更なる強化、競争的環境下における支援の有効化
個人・グループ	個人	原則3～5人の複数 (日本側若手研究者による1～2人の応募は妨げない)
応募資格	「基盤研究」「若手研究」採択者であって、32歳以上45歳以下の者	基盤研究等と同等
応募総額	1200万円以下	2000万円以下
研究期間	～3年	3～6年
派遣期間	半年～1年程度	柔軟な往復を可能に (単なる研究打合せは除外)
研究計画に課される要件	無し	若手研究者の参画、海外共同相手(グループ)からの合意書(Letter of Intent)の提出
経費	渡航費・滞在費、研究費、代替要員確保のための経費	研究費のみ(旅費等を含む)

第6回研究費部会(平成30年7月31日)配付資料

「帰国発展研究」の見直しの方向性

○ 優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、要件を緩和するとともに、応募者に公募の趣旨等が明確に伝わるよう、職名等に係る応募資格の趣旨を明確化する。(本年9月公募予定の平成30年度公募から対応)

	見直し後の公募の内容
趣旨	海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する~~重ねた~~独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。 当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。
対象	下記の応募資格を有する日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画。採択研究課題は極めて厳選されたものとする予定。
応募資格	①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者であること ②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること ③科研費応募資格を有していない者であること
応募総額	5,000万円以下
研究期間	3年以内(研究期間は交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属(教授、准教授又はそれに準ずる身分相当(ポストドクターは除く))し、科研費の応募資格を取得した場合に平成31年4月30日までに交付申請を行うことができます。)

優秀な若手研究者からの応募が増加するよう、公募に当たっての「FAQ」において、次のような回答で具体的な例示等を記載。

○ 応募資格として「教授、准教授又はそれに準ずる身分」を明記した趣旨については、海外の第一線で研究を実施し、優れた研究実績を有した独立した研究者(PI)を日本に呼び戻すことで、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資することを期待するものであって、想定される代表的な職名を明示したものです。応募資格で求めている身分については、職名が教授(Professor)や准教授(Associate professor)である者に限るものではなく、例えば、Senior LecturerやInstructor等の他の職名であったとしても、前述の趣旨に合致した独立した研究者であれば公募の対象となります。また、テニュアトラックのような身分も含みます。

FAQにおいて上記の同趣旨の補足を追加。

第6回研究費部会(平成30年7月31日)配付資料

（３）研究組織の見直し関連

研究組織の見直しについて

○平成19年当時、研究組織内の他の者が科研費の不正使用を行った場合に、不正の当事者でなくとも応募（申請）資格制限が課されていたため（＝連座制）、その適用の有無を区別するために「研究代表者」、「研究分担者」、「研究協力者」に加え、「連携研究者」が設けられたが、連座制は平成25年度に廃止。

○前期審査部会における審議過程で、「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化し、また研究遂行上の役割は「研究分担者」の役割と同等のため、「連携研究者」の意義が不明確である現状に鑑み、改めて見直しが必要との議論が行われた。その際、「分担金を配分しない研究分担者」を設けることについても御発案があり、継続審議扱いとなっているところ。

（第8期第15回科学研究費補助金審査部会（平成28年11月24日））

【委員】 ・・・今の議論が業績が書けるか、書けないかという議論になっちゃっているんだけれども、私はこれを提案したときは、もう連携研究者というカテゴリーは必要ないからなくしてしまって、ただし、分担者には必ず分担を払わなきゃいけないというルールを一緒になくしてしまえば、何の問題もないと思う・・・。

【委員】 分担金はゼロでもいいですよ。サイエンスには責任を持つと。

科学技術・学術審議会学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」（平成29年1月17日）

３ 審査システム改革の内容等

（1）改革の内容

⑥その他関連措置について

（c）科研費制度における「研究組織」について

科研費における研究組織は、「①研究代表者」、「②研究分担者」、「③連携研究者」、「④研究協力者」により構成することとしている。特に、「①研究代表者」及び「②研究分担者」については、「補助金適正化法」の適用を受ける補助事業者として取り扱っている。

一方、「③連携研究者」は、①及び②と同様、研究計画調書に研究業績を記載することができる研究者でありながら、参画する研究計画における時間の配分率（エフォート）の登録が不要となっている。このため、研究組織への柔軟な参画が可能である一方、多数の「連携研究者」の参画により研究組織が肥大化する事例が見られ、研究計画の実行可能性に係る審査に支障が生じているという意見もある。

このため、「③連携研究者」の在り方等について、研究組織の構成を整理する方向で引き続き検討する必要がある。

科研費における現行の研究組織 （H29.9.1公募のH30年度科研費）

区分	補助事業者	応募資格	研究業績欄への記載	代表者交替	分担金の配分	不正使用に関する責任	論文等への記載	エフォート記載	重複制限
研究代表者	○	○	○	△※1		○	○	○	○
研究分担者	○	○	○	×	○	○	○	○	△※2
連携研究者	×	○	×	×	×	×	○	×	×
研究協力者	×	×	×	×	×	×	○	×	×

※1…新学術の一部と特別研究員奨励費（外国人）のみ可能。 ※2…特推、新学術のみ。

分担金の配分を受けない研究分担者について

○仮に連携研究者を廃止し、分担金の配分を受けない研究分担者を設けた場合、当該研究者を補助事業者として整理することは困難。
○その場合、研究分担者の中に
　①分担金の配分を受ける研究分担者（＝補助事業者）
　②分担金の配分を受けない研究分担者（≠補助事業者）
　の2パターンが存在することとなる。

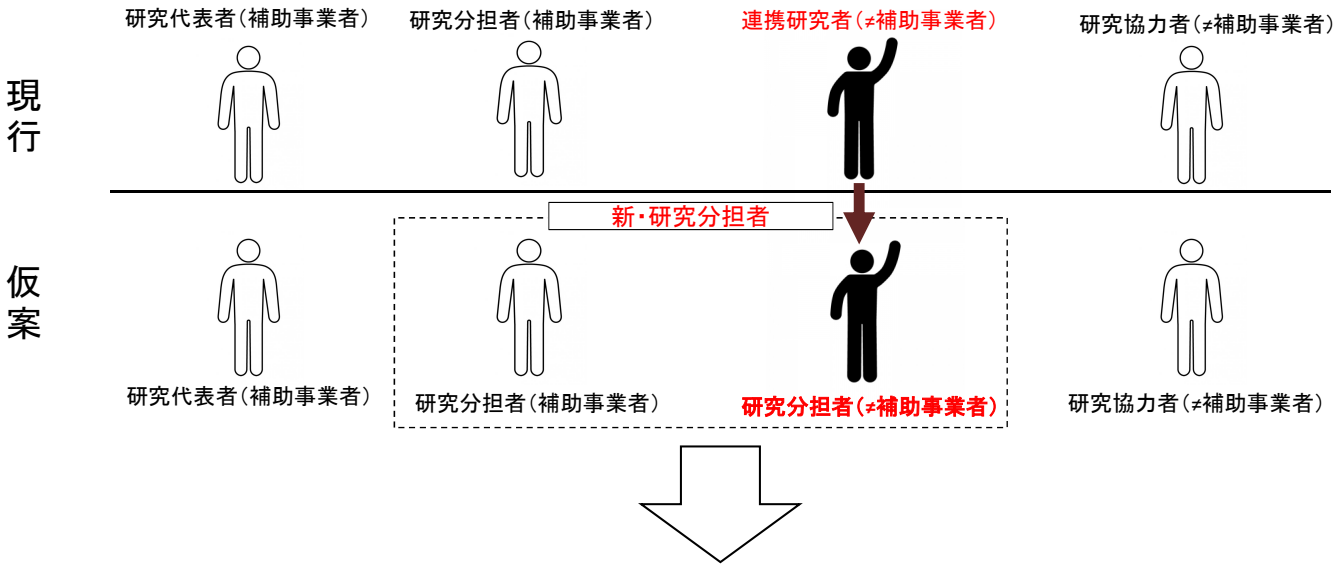

➢ **同じ「研究分担者」であっても、補助金適正化法上の補助事業者としての責任を負う者とそうではない者が混在し、制度運用上の「研究分担者」の取扱いが困難。**

第5回研究費部会（平成30年1月26日）配付資料

研究組織の見直しパターン（案）

【パターン1】現行維持

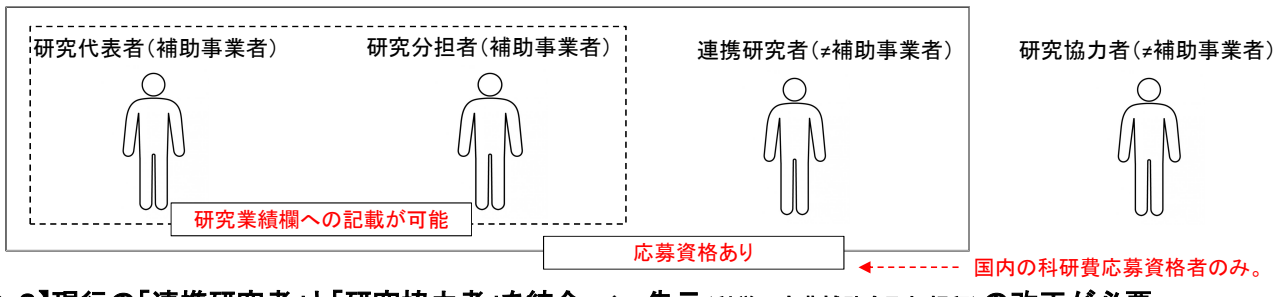

【パターン2】現行の「連携研究者」と「研究協力者」を統合 → 告示（科学研究費補助金取扱規程）の改正が必要

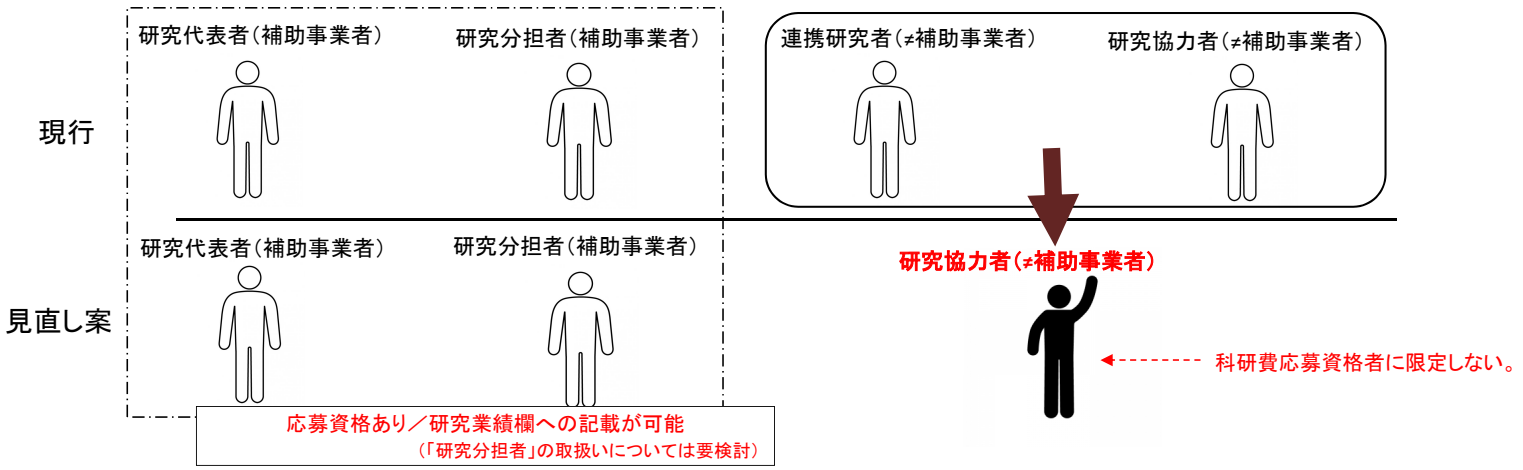

➢ 分担金の配分を受けない研究分担者を設けない場合、研究組織の在り方として、上記2パターンが考えられるところ。→パターン2が妥当との結論
➢ 現行の「研究分担者」と「連携研究者」の差異は研究業績欄への記載の可否、「連携研究者」と「研究協力者」の差異は応募資格の有無のみ。
➢ なお、平成29年9月公募より、連携研究者の研究業績欄への記載を行わないこととしたため、研究業績欄への記載を行うことを目的とした研究分担者の増加が懸念。→研究組織見直しを踏まえた「研究業績の取扱い」については、科研費改革に関する作業部会で引き続き検討

（4）科研費制度運営の適正化関連

科研費制度の改善・充実に向けて

○ 第5期科学技術基本計画の計画期間を展望し、これまで「科研費改革の実施方針」に則り、審査システムの見直しをはじめとする科研費改革を実施してきたところ。
○ また、研究に関わる不正事案が後を絶たないことから、文部科学省としては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の策定等を通じて、研究活動における不正行為の防止等に努めてきたところ。
○ 引き続き、これらの方針やガイドライン等を踏まえ、情報公開、審査、研究者倫理について更なる改善・充実を図る。

科研費改革の実施方針（抄）

文部科学省
平成27年9月29日
最終改定　平成29年1月27日

第5期科学技術基本計画の計画期間（平成28～32年度）を展望し、科学技術・学術審議会等の提言を尊重しつつ、 以下の方針に則り科研費改革を実施する。

1　改革の基本的な考え方

○ これまでの累次の制度改善の成果と課題を踏まえ、学術の現代的要請（挑戦性、総合性、融合性、国際性）により的確に対応し、政策目標に留意しつつ成果創出の最大化を図るため、科研費の基本的な構造をはじめとする抜本的な改革を行う。

○ 学術研究の多様性の確保、研究者の自由な発想に基づく研究を尊重する観点から、それらを担保する**公正・透明なピアレビューについて、その信頼性の維持・向上のため不断の改善を図る**。

【中略】

○ ・・・併せて研究費の取扱いルールを徹底し、**不正の防止と不正に対する厳正な対応を期す**。

【後略】

2　改革の工程・進め方

【前略】

○ 科研費改革に対する各界の理解と支持が得られるよう、**科研費の成果を広く発信していく**。また、学術コミュニティをはじめとする各界の意見・要望を受け止め、科研費改革のPDCA サイクルが十分に機能するような体制をとる。

【後略】

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（抄）

平成26年8月26日文部科学大臣決定

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳（はいち）し、上記1及び2（※）において、その本質ないし本来の趣旨を歪ゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。

【後略】

（※）引用注：「1　研究活動」「2　研究成果の発表」を指す。

5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

（1）研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

不正行為に対する対応は、**研究者の倫理と社会的責任の問題として、**その防止と併せ、**まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない**。

【中略】

このような**研究者の自己規律を前提**としつつ、**科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価**することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。

【後略】

第2節　不正行為の事前防止のための取組　【後略】
第4節　特定不正行為及び管理責任に対する措置　【後略】

科研費制度の改善・充実について ＜1／2＞

情報公開について

1. 研究開始時の公開情報の充実 ※次頁参照
【2018年度中に着手】

- これまでは、大型研究種目（「特別推進研究」「基盤研究（S）」「新学術領域研究」）のみ、採択研究課題の審査の所見を公表していたが、**「総合審査」方式の導入を契機として、今後は、**科学技術・学術審議会等における議を経た上で、**「基盤研究（A）」及び「挑戦的研究」についても採択研究課題の審査の所見を公表**し、国民が採択研究課題に対する審査委員のコメント等を知ることができるようにする。※2019年度からまずは「基盤研究（A）」について対応。

- これまでは、「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」において、交付内定時に採択研究課題名や配分予定額のみを公表していたが、**上記の審査の所見の公表種目の拡大に伴い、今後は、交付決定後速やかに研究の概要についても公表**し、研究開始時において、国民が科研費においてどのような研究が行われるかを知ることができるようにする。

2. 研究終了後の公開情報の充実
【2019年度提出分から実施】

- これまでは、KAKENにおいて、研究終了後に専門的な研究成果等を記載した研究成果報告書を公表していたが、**今後は、研究成果の学術的意義や社会的意義をわかりやすく説明した内容も研究成果報告書に新たに含める**こととし、研究者の説明責任の意識を高めるとともに、国民が科研費においてどのような研究成果が生み出されたかを容易に知ることができるようにする。

3. ホームページ及びKAKENの改善・充実
【2018年度中に着手】

- **独立行政法人日本学術振興会（JSPS）のホームページやKAKENを改善**し、国民が、科研費の採択研究課題の内容や研究成果にアクセスしやすい環境を整備する。

第6回研究費部会（平成30年7月31日）配付資料

研究開始時の公開情報の充実

参考

研究種目	公表内容
【大型研究種目】 ◆ 特別推進研究【期間3～5年、2億円～5億円（上限なし）】 ◆ 基盤研究（S）【期間5年、5,000万円～2億円】 ※「総合審査」方式を採用 ◆ 新学術領域研究【期間5年、3億円程度（年間）】 （平成29年度採択件数：114件）	・研究課題（領域）名 ・研究（領域）代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・審査の所見 ・研究の概要
【「総合審査」方式】 ◆ 基盤研究（A）【期間3～5年、2,000万円～5,000万円】 ◆ 挑戦的研究 （開拓）【期間3～6年、500万円～2,000万円】（萌芽）【期間2～3年、～500万円】 （平成29年度採択件数：2,316件）	現行： ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 改善後（赤字：2018年度中に着手）： ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・審査の所見 ・研究の概要
【「2段階書面審査」方式】 ◆ 基盤研究（B）【期間3～5年、500万円～2,000万円】 ◆ 基盤研究（C）【期間3～5年、～500万円】 ◆ 若手研究【期間2～4年、～500万円】 （平成29年度採択件数：20,962件）	現行： ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 改善後（赤字：2018年度中に着手）： ・研究課題名 ・研究代表者、所属機関 ・研究期間 ・配分予定額 ・研究の概要

第6回研究費部会（平成30年7月31日）配付資料

科研費制度の改善・充実について ＜2／2＞

審査について

1. 審査に関する透明性の向上
【2017年度助成審査分（2018年2月公表分）から実施済】

- 審査委員の公表を現行よりも細かい区分により行い、**応募研究課題と担当審査委員の対応関係をより明確にする**ことにより審査委員の責任感を高めるとともに、審査委員選考者の責任意識を高め、審査及び審査委員選考の公正性の一層の向上を図る。

2. 審査委員の層の充実
【2019年度助成（2018年9月公募）分の審査から実施】

- 若手研究者の審査への早期登用などにより、**審査への習熟度を高めた研究者を増やし、審査委員の層の充実を図る**ことによって、審査委員の新陳代謝の向上に努めるとともに、最新の研究動向や学説動向をより柔軟に反映した審査の実施を図る。

研究者倫理について

3. 研究者の自覚と責任において実施する研究であることの周知
【2018年6月発行の科研費ハンドブック（研究者用）や2019年度助成（2018年9月公募）分の公募要領から記載】

- 科研費による研究は研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等については、国や資金配分機関の要請等に基づくものではなく、**その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを周知**する。

4. 研究遂行上の配慮事項の公募要領等での周知
【2018年6月発行の科研費ハンドブック（研究者用）や2019年度助成（2018年9月公募）分の公募要領から記載】

- 日本学術会議が作成している全ての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範―改訂版―」（平成25年1月25日）（うちⅠ．科学者の責務）や、日本学術振興会が作成している研究倫理教育に関する教材「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の内容のうち、**研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、公募要領や審査の手引き等において改めて周知**する。

5. 交付申請時に研究者が研究遂行上の配慮事項を十分認識しているかを確認
【2019年度助成（2018年9月公募）分から実施】

- 交付申請時に、日本学術会議の声明「科学者の行動規範―改訂版―」や、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」の内容のうち、**研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分認識しているか確認・誓約**を求め、研究者の責任意識を高め、不正使用等の一層の防止に努める。

第6回研究費部会（平成30年7月31日）配付資料

（５）新学術領域研究の見直し関連

「新学術領域研究」の見直し

〇種目概要

既存の学問分野に収まらない新興・融合領域の創成や、当該領域の格段の発展・飛躍的な展開を目指す革新的・創造的な学術研究の発展が期待される研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組への助成を通じ、当該領域の発展を推進。

研究期間：５年間
応募総額：1,000万円～3億円程度（１領域当たり・単年度）
助成規模：2,654件・216億円（平成28年度新規＋継続）

〇「科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）」の成果・課題について」（平成28年2月24日　科学研究費補助金審査部会）での５課題

【課題①】
「新たな学問分野の創成」と「既存分野の深化、新展開、水準向上を目指す」という本制度の趣旨を、よりバランスの取れた形で推進・支援するための方策を講じる必要があるのではないか。（新領域と既存領域のバランス）
【課題②】
若手研究者の連携や人文社会系の研究など、比較的小規模なグループによる提案もより積極的に支援・適正規模に応じた公平な審査を行うための方策を講じる必要があるのではないか。（領域の規模や成熟度に応じた審査）
【課題③】
公募研究を通じた若手研究者を含む多様な研究者の参画の機会や研究ネットワークの発展を推進・確保するための方策を講じる必要があるのではないか。（公募研究の予算・採択件数の固定化・重複制限の緩和措置等により、公募研究の採択率の全体的な低下、領域間の採択率の大きな乖離）
【課題④】
公募研究において、領域の発展のために真に必要な最適な人材の確保や新たな視点・アプローチによる共同研究等の推進・活性化を図るための方策を講じる必要があるのではないか。（領域運営における機動性の確保）
【課題⑤】
新たな領域創成のための中期的な支援・持続的な発展を推進するための方策を講じる必要があるのではないか。（真に新たな領域を実質4，5年で創成すること、新領域の持続的発展を図るための大型外部資金等への展開の困難性）

第1回研究費部会（平成29年4月24日）配付資料

（6）応募件数の増加関連

科研費の応募件数の増加への対応について（第8期における考え方）

平成２８年１２月
科学技術・学術審議会学術分科会
研究費部会、科学研究費補助金審査部会

（応募増加の背景等）

１　科研費への応募は、研究者が自らのアイデアを磨く機会であり、それ自体が研究者の成長にとって価値を持っている。また、その増加は、研究をめぐる競争が激しくなる中、研究者が強い意欲を持って研究活動に邁進している実状を表している。

２　近年、科研費への応募が急増している要因には、大学等における組織的な取組の広がりもある。その背景には、経営環境が厳しさを増していることや機関・研究者の研究力を客観的に評価・測定する重要性が高まっていること等がある。**大学等の組織的な取組の具体的な在り方については、各機関の自主的な判断によるべきものであるが、研究者の自由な発想を尊重する学術研究の本旨を踏まえた適切な対応を期待する。**

（当面の対応の考え方）

３　一方で、審査負担は年々重くなってきており、当面は応募の増勢が続くと見込まれる中、その軽減策の検討・実行は急務となっている。このため、上記１及び２の考え方に立って、**まずは制度的な対応によって応募件数に歯止めをかけるのではなく、審査の方法を改善して対応することが適当**である。具体的には、今後の応募の動向を踏まえつつ、「挑戦的研究」で先行導入するプレスクリーニングや計画調書の様式・内容の見直し・簡素化、審査システム改革の成果と課題（例：２段階書面審査方式による合理化の効果等）等を見極めていくことが必要である。

４　ピアレビューを核とする審査システムの持続可能性を確保しつつ、科研費改革を推進していくためには、審査負担の軽減策を講じるだけでは十分でない。**研究者には、「科研費の制度は、研究者自身が作り上げ、よりよいものにしていく責任を担っている」という意識と行動が求められる**ところであり、今後、そうした理解の増進を図っていくことが重要である。

（将来的な対応の在り方）

５　本件の背景には、デュアルサポートシステムの機能不全など、科研費の枠に収まらない構造的な問題もある。科研費のみの対応では諸課題の十分な解決は難しいが、将来的には、基盤研究種目や応募要件の在り方を含め、**制度・システムの根本に立ち返った議論を行っていくこと**も視野に入れて対応する必要がある。

第1回研究費部会（平成29年4月24日）配付資料

種目別応募件数の推移、研究機関別応募件数の推移

○「小規模」の研究種目については、応募の増加傾向が顕著。特に**「基盤研究（C）」はH16年度比較1．6倍増**。
○ **私立大学**からの応募が長期にわたって増加。

研究種目別応募件数の推移（新規）

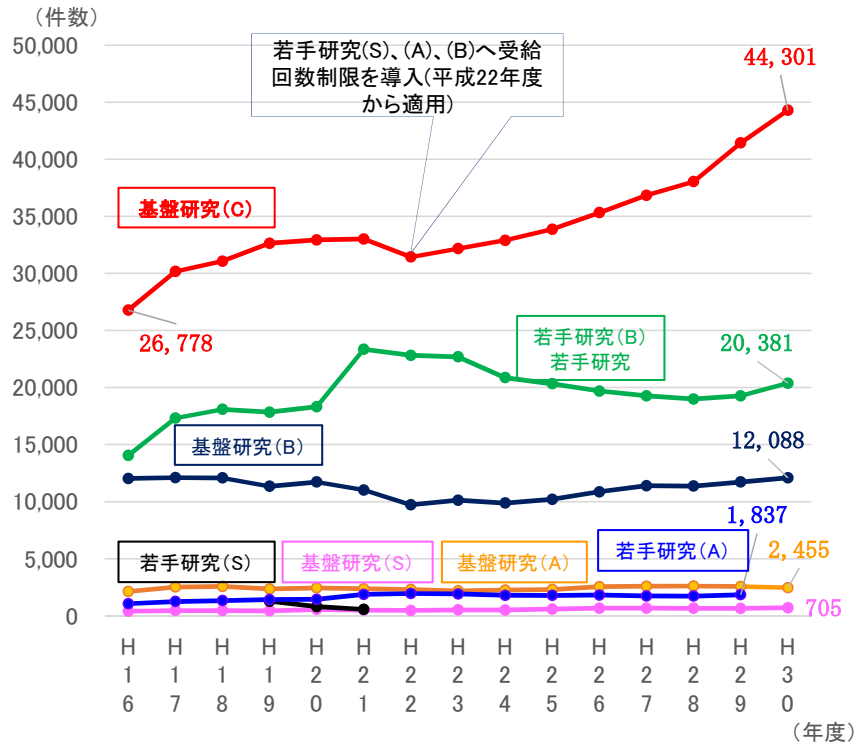

研究機関種別応募件数の推移（新規）

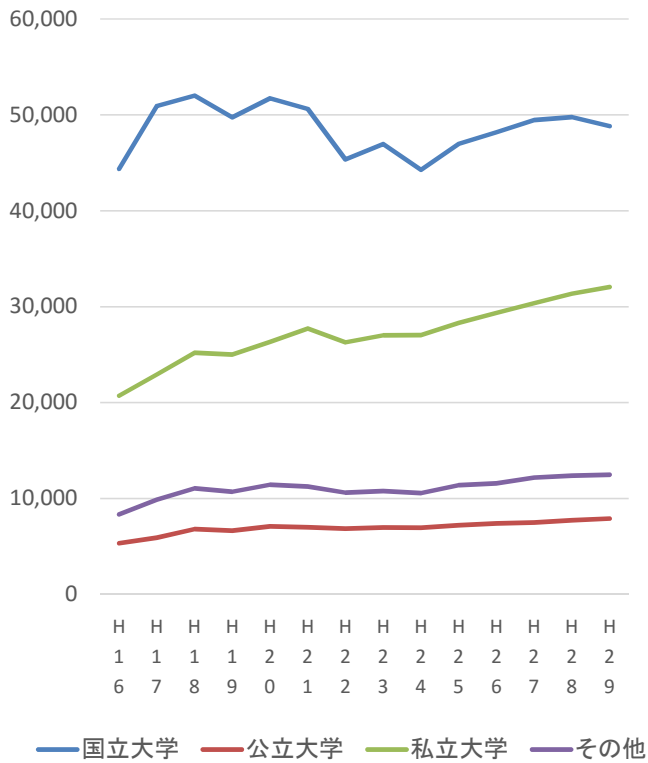

第10回科研費改革に関する作業部会（平成30年3月14日）配付資料

科研費に対する研究者のニーズ

5　今後の競争的研究費の改革の方向性

○　競争的研究費の改革の方向性について、重要度を5段階で評価した場合の平均点が高い順に、「科研費の採択率目標30%の達成・確保」、「ボトムアップ型の研究費の予算増」、「科研費の補助金研究種目の基金化」となっている。

重要度　低 → 高

設問	1	2	3	4	5	平均点
①科研費の採択率目標 30%の達成・確保	92	159	786	905	1,704	4.1
	(2.5%)	(4.4%)	(21.6%)	(24.8%)	(46.7%)	【1位】
②科研費の補助金研究種目の基金化	116	232	1,146	1,003	1,149	3.8
	(3.2%)	(6.4%)	(31.4%)	(27.5%)	(31.5%)	【3位】
③科研費の研究種目間の重複制限の緩和	283	457	1,232	880	794	3.4
	(7.8%)	(12.5%)	(33.8%)	(24.1%)	(21.8%)	
④大型研究種目から小型研究種目への資金シフト	118	287	1,056	1,098	1,087	3.8
	(3.2%)	(7.9%)	(29.0%)	(30.1%)	(29.8%)	
⑤ボトムアップ型の研究費の予算増	75	135	989	1,242	1,205	3.9
	(2.1%)	(3.7%)	(27.1%)	(34.1%)	(33.0%)	【2位】
⑥トップダウン型の研究費の予算増	629	887	1,547	422	161	2.6
	(17.3%)	(24.3%)	(42.4%)	(11.6%)	(4.4%)	
⑦PI として独立しようとする研究者への支援強化	199	351	1,493	963	640	3.4
	(5.5%)	(9.6%)	(40.9%)	(26.4%)	(17.6%)	
⑧もっぱら若手研究者を対象とするプログラムの拡充	310	474	1,420	904	538	3.2
	(8.5%)	(13.0%)	(38.9%)	(24.8%)	(14.8%)	

6　科研費の予算規模への評価

○　科研費の予算規模（平成28年度：2273億円）の現状を「小さい」とする者が約6割に対し、「大きい」とする者はわずかである。

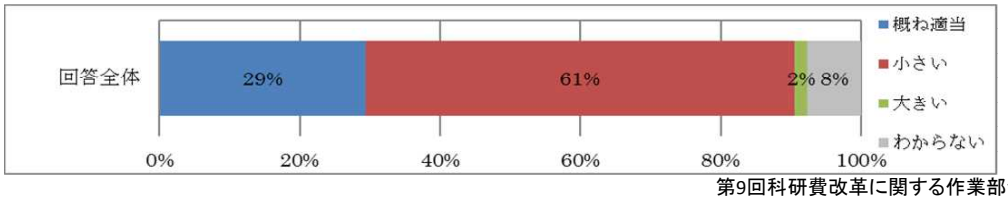

出典：文部科学省「「個人研究費等の実態に関するアンケート」について（調査結果の概要）」

第9回科研費改革に関する作業部会（平成30年1月22日）配付資料

応募件数・採択率の推移

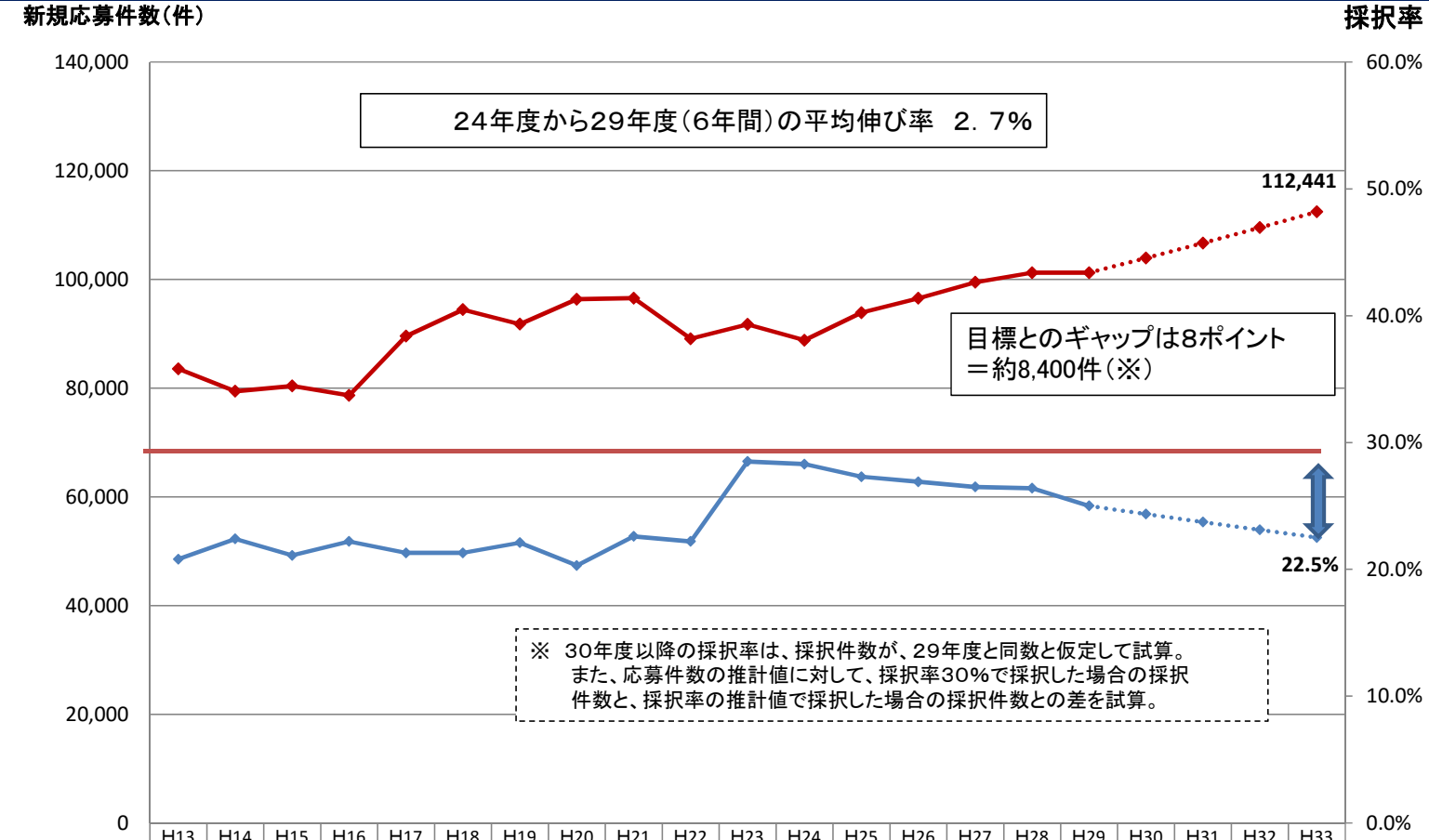

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
応募件数計	83,548	79,433	80,394	78,679	89,568	94,440	91,773	96,372	96,565	89,097	91,737	88,808	93,888	96,528	99,475	101,23	101,24	103,93	106,69	109,53	112,44
平均採択率	20.8%	22.4%	21.1%	22.2%	21.3%	21.3%	22.1%	20.3%	22.6%	22.2%	28.5%	28.3%	27.3%	26.9%	26.5%	26.4%	25.0%	24.4%	23.7%	23.1%	22.5%

第9回科研費改革に関する作業部会（平成30年1月22日）配付資料

（7）その他

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）①

研究機関種別

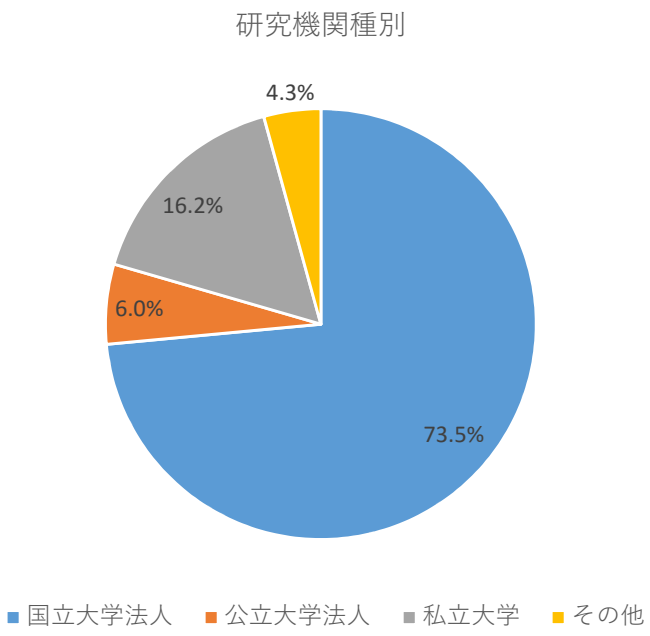

設問１．競争的資金の不採択に伴う研究費の途絶による研究活動の中断・停滞リスク（不採択リスク）の10年前との比較

○　９割の研究機関で、不採択リスクが拡大しているとの認識

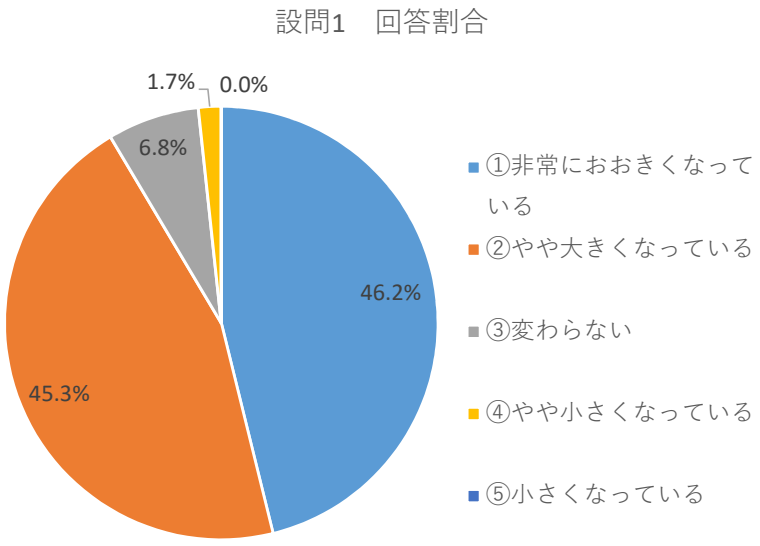

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）②

設問２．科研費への応募に当たり、不採択リスク軽減のため研究計画を縮小し、採択件数の多い小規模研究種目へシフトしている傾向があるか

○　７割弱の研究機関が、その傾向があるとの認識。

設問３　（設問２で①及び②と回答した者のみ）小規模研究種目へシフトする傾向が、学術の望ましい発展に対して及ぼす影響についてどのように考えるか。

○小規模研究種目へのシフトを認めた機関のうち、９割の研究機関において、問題があるとの認識。

設問2　回答割合

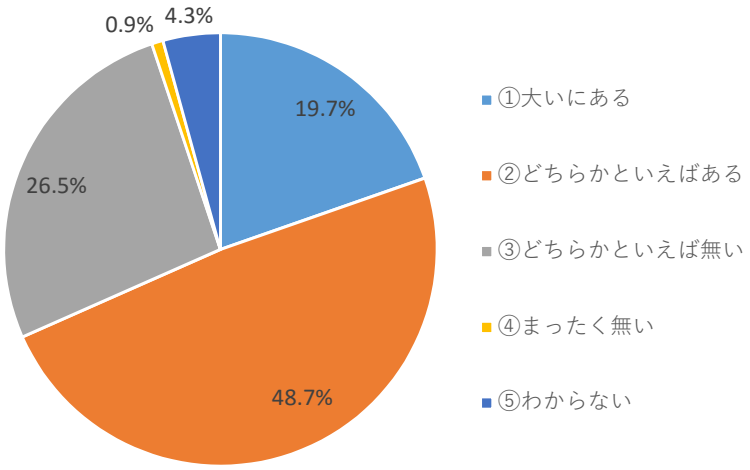

設問3　回答割合

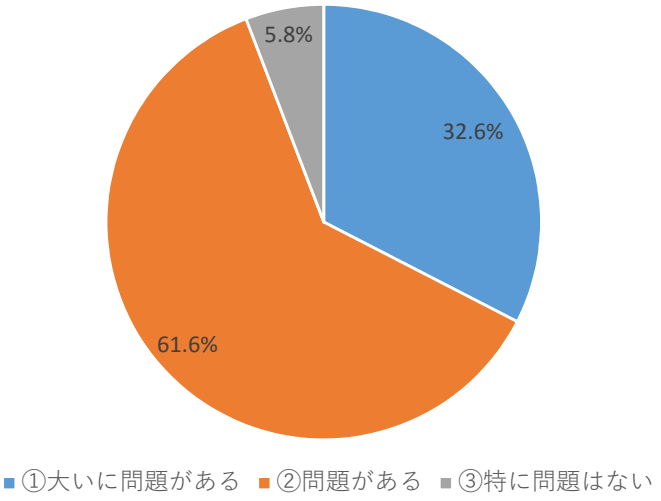

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）③

設問４．不採択リスクに対応するための具体的な対策（科研費に関するもの）を取っているか

○　７割の研究機関で、対策を取っている。

設問５．不採択となった場合、助成を全く受けることができない科研費の現行方式について、「基礎科学力の強化に関するタスクフォース」の報告を踏まえて、何らかの改善等が必要と考えているか。

○　６割弱の研究機関で、改善が必要であるとの認識。

設問4　回答割合

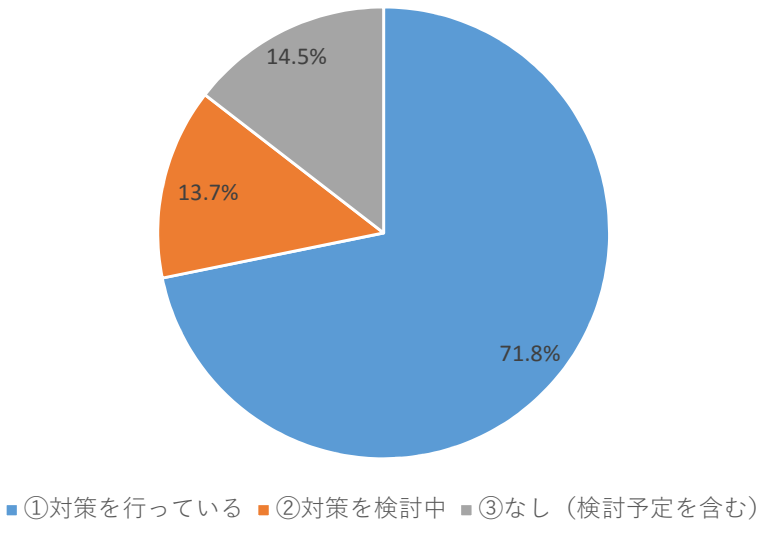

設問5　回答割合

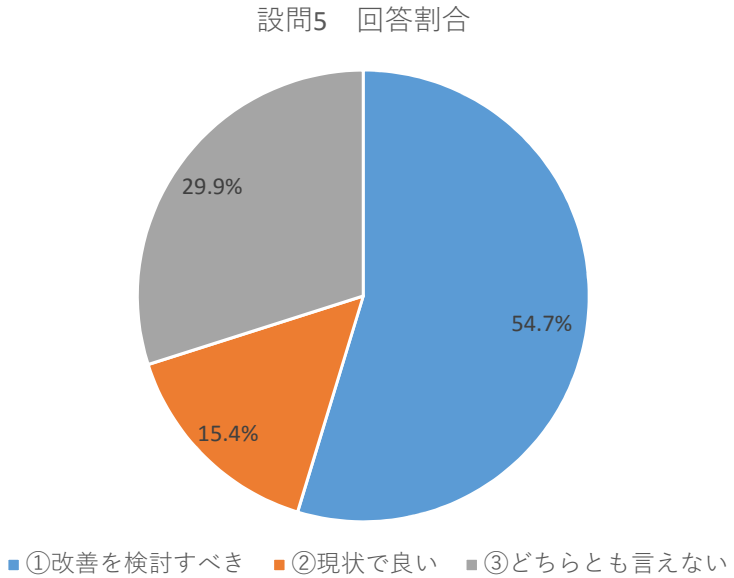

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）④

設問６　平成27年度創設の科研費「国際共同研究強化」について、「基礎科学力の強化に関するタスクフォース」の報告では、応募要件の在り方なども含めて発展的見直しを検討することとしている。このような見直しについてどのように考えるか。
○「④所属機関への支援の充実」、「②年齢要件を見直す」が比較的多い。

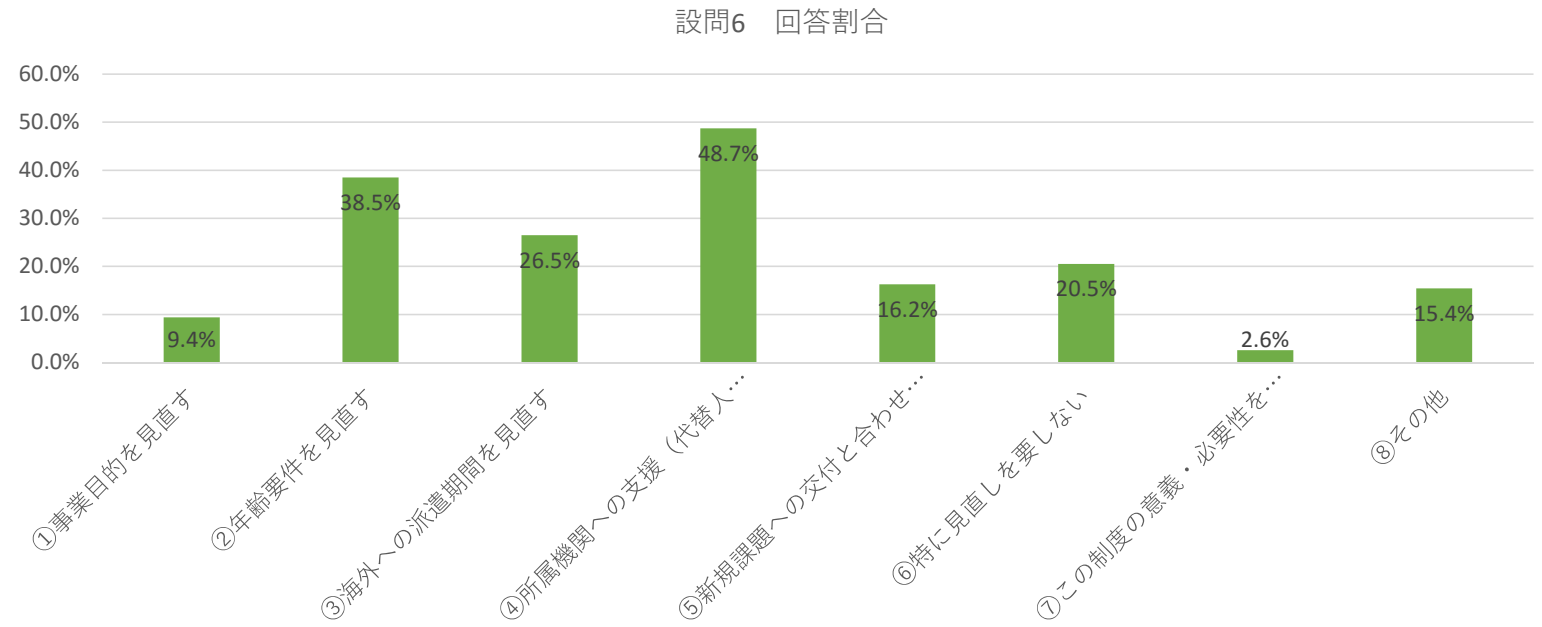

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）⑤

設問７．科研費の「若手研究（A）」の新規公募を停止し、「基盤研究（B）」への統合により、若手研究者からのニーズに対応することを検討しており、「基盤研究（B）」について、新規採択率の向上等の充実策を講じることを検討しているが、どのように考えるか。

○　７割の研究機関が、優先的に基盤研究（B）の新規採択率の向上を目指すことは適当であるとの認識。

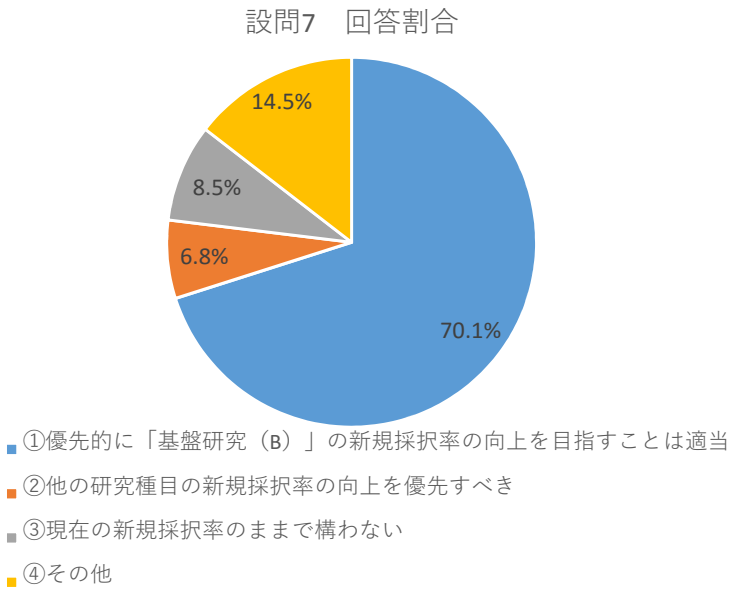

設問８．科研費の採択率と充足率とはトレードオフの関係にあり、近年、充足率が大きく低下する一方、応募件数の増加が見込まれており、予算の制約がある中、採択率と充足率との関係をどのように考えるか。

○　７割の研究機関で、最低充足率（70%）を確保しつつ、研究種目の性質に応じて採択率・充足率のメリハリをつけるべきとの認識。

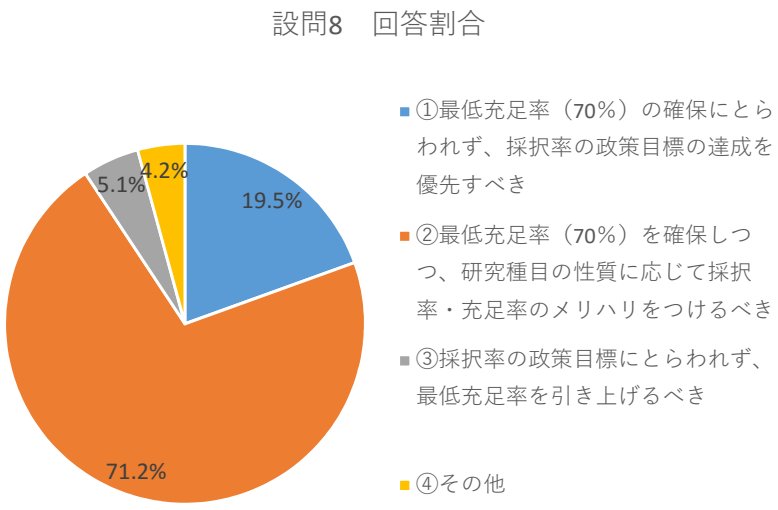

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究担当理事）⑥

設問９　近年科研費への応募が急増している背景として、機関内で支給される個人研究費の減少があるとの指摘がある。最近の個人研究費の減少と、基盤的経費に係る公的支援との関係について、機関の実態に即して当てはまるものを一つ選択。
〇9割の研究機関が、基盤的経費の収入減が個人研究費の削減の原因であると認識。

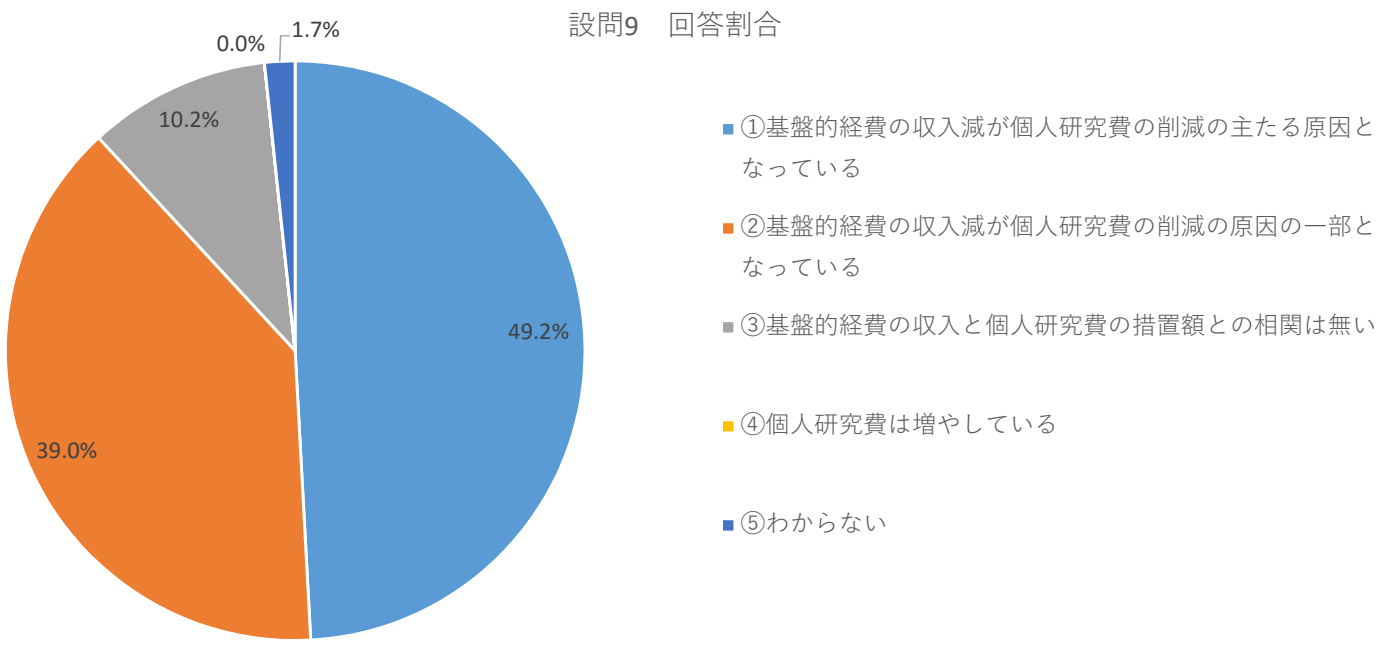

調査対象：全国立大学法人及び平成28年度の科研費の採択件数が200件以上の研究機関（計119機関）の研究担当理事
調査期間：平成29年4月28日～5月12日
回答率：98．3%（117機関）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究者向け）①

所属について

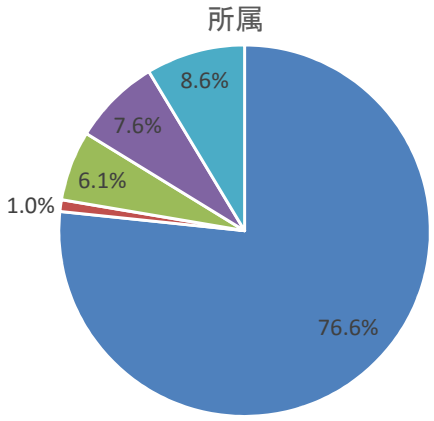

所属について	回答数	回答割合
（1）国立大学	151	76.6%
（2）公立大学	2	1.0%
（3）私立大学	12	6.1%
（4）大学共同利用機関法人	15	7.6%
（5）その他	17	8.6%

設問１．これまでに「特別推進研究」又は「基盤研究（S）」に応募して不採択となったことがありますか？

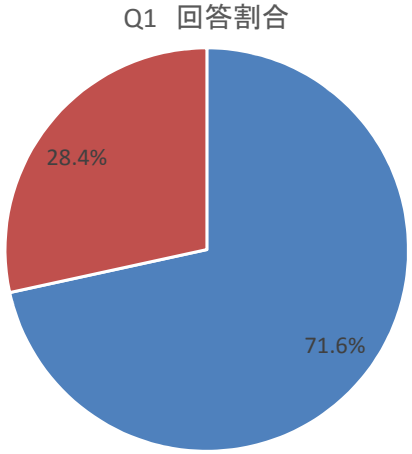

回答	回答数	回答割合
（1）ある	141	71.6%
（2）ない	56	28.4%

調査対象：平成26年度～平成28年度に「特別推進研究」もしくは「基盤研究（S）」に応募し、採択されたあるいはヒアリングまで残った研究者（計553名）
調査期間：平成29年5月19日～5月26日
回答率：35．6%（197名）

第2回研究費部会（平成29年7月3日）配付資料

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究者向け）②

設問２．「特別推進研究」又は「基盤研究（S）」が不採択となった結果、従前からの研究活動の継続や研究室の運営に関し、どのような影響が出ましたか？特に影響があったものについて、次から３つまで選択してください。

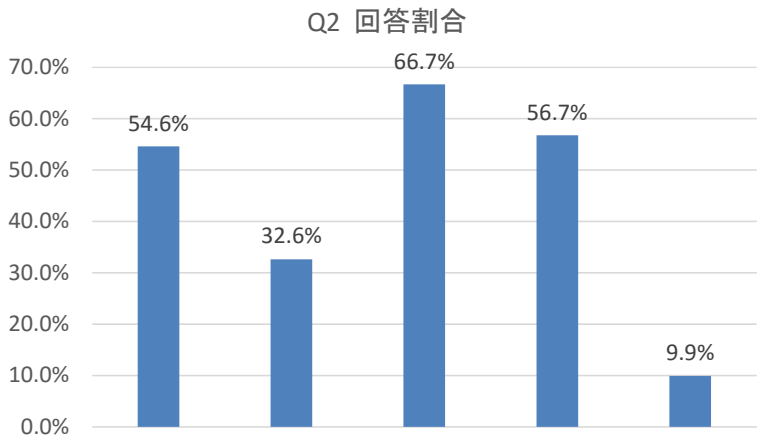

回答	回答数	回答割合
（1）継続的な実験・調査等の中止・縮小等	77	54.6%
（2）国際共同研究など国際交流・連携の中止・縮小等	46	32.6%
（3）研究支援者等の研究体制の縮小	94	66.7%
（4）研究設備の更新の中止・延期等	80	56.7%
（5）大学院学生の受入れの縮小等	14	9.9%

設問３．「特別推進研究」又は「基盤研究（S）」へ応募した研究計画が不採択となった結果、当該計画の実施について、どのように対応しましたか？次から最も近いものを１つ選択してください。

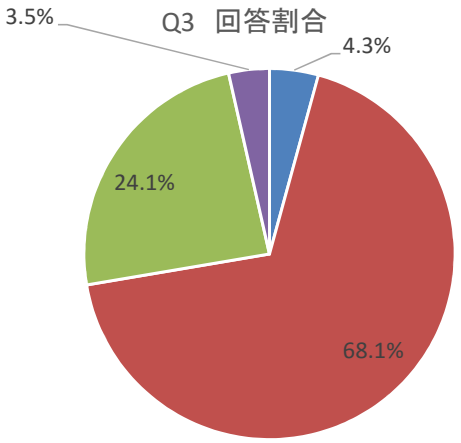

回答	回答数	回答割合
（1）ほぼ計画どおりに、当初予定していた時期から着手した	6	4.3%
（2）計画を見直した上で、当初予定していた時期から部分的に着手した	96	68.1%
（3）資金確保の見通しが立つまで、計画実施を全面的に延期した	34	24.1%
（4）当該研究課題に係る研究計画の実施を全面的に断念した	5	3.5%

調査対象：　平成26年度～平成28年度に「特別推進研究」もしくは「基盤研究（S）」に応募し、採択されたあるいはヒアリングまで残った研究者（計553名）
調査期間：　平成29年5月19日～5月26日
回答率：　35．6%（197名）

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究者向け）③

設問４．（Q3で（１）又は（２）と回答した者）当初予定していた時期から計画に着手するため、不採択となった科研費に代替する資金として、どのような種類の研究費を確保しましたか？次から選択してください（複数回答可）。

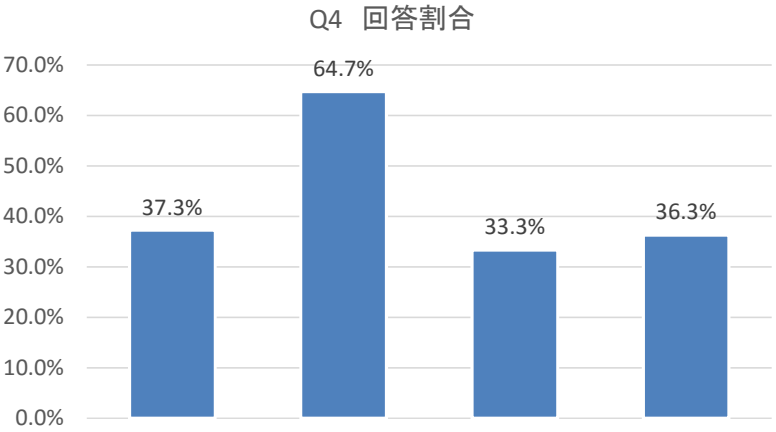

回答	回答数	回答割合
（1）所属研究機関の内部資金	38	37.3%
（2）科研費の他の研究種目に係る資金	66	64.7%
（3）科研費以外の公的研究費	34	33.3%
（4）民間資金等（研究助成財団等の資金を含む）	37	36.3%

設問５．不採択となった後、科研費の次回以降の公募に際し、どのような対応を取りましたか（対応の予定を含む）？次から１つ選択してください。

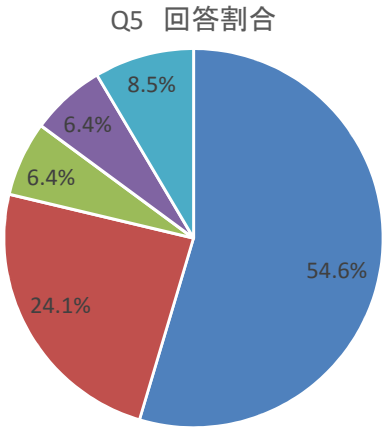

回答	回答数	回答割合
（1）同様の研究課題に係る研究計画により、「特別推進研究」又は「基盤研究（S）」に応募した（応募する予定）	77	54.6%
（2）同様の研究課題について、研究計画を見直し、より小規模の研究種目に応募した（応募する予定）	34	24.1%
（3）他の資金の目途がついたので応募しなかった	9	6.4%
（4）当該研究課題に係る研究計画による応募を断念した	9	6.4%
（5）その他（対応を検討中等）	12	8.5%

調査対象：　平成26年度～平成28年度に「特別推進研究」もしくは「基盤研究（S）」に応募し、採択されたあるいはヒアリングまで残った研究者（計553名）
調査期間：　平成29年5月19日～5月26日
回答率：　35．6%（197名）

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究者向け）④

設問６　現行の科研費制度では、不採択となった場合に、審査における評価の高低等に関わらず、助成を全く受けることができません。これに対し、文部科学省の「基礎科学力の強化に関するタスクフォース」は、「所定の要件を充たす優れた研究の継続性に配慮した、助成水準の激変を緩和する仕組み」を検討することとしています。こうしたことを踏まえ、現行方式についてどのようにお考えですか？あなたのお考えについて次から１つ選択してください。

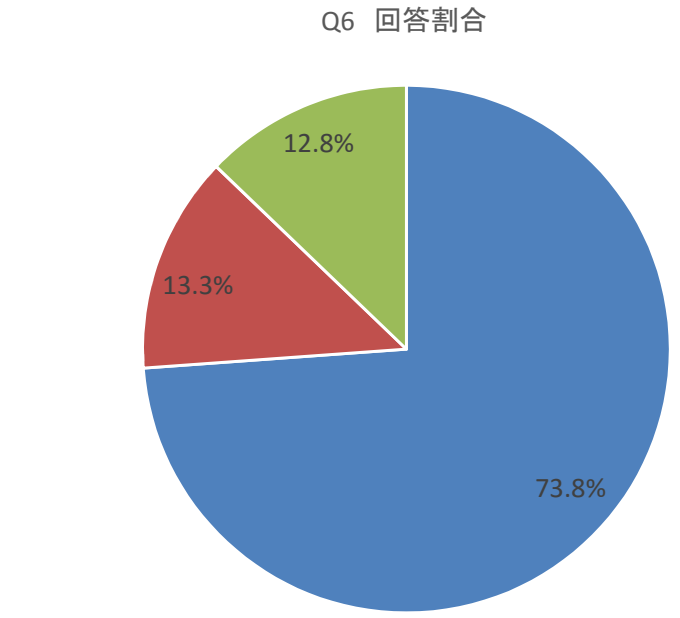

回答	回答数	回答割合
（1）改善を検討すべき	144	73.8%
（2）現行方式で良い	26	13.3%
（3）どちらとも言えない	25	12.8%

調査対象：　平成26年度～平成28年度に「特別推進研究」もしくは「基盤研究（S）」に応募し、採択されたあるいはヒアリングまで残った研究者（計553名）
調査期間：　平成29年5月19日～5月26日
回答率：　35．6%（197名）

研究費の安定性に関するアンケート調査結果（研究者向け）⑤

設問７　現状、小規模研究種目を中心に応募件数が増加してきています。このことについては、不採択リスクを軽減するため、研究計画を縮小し採択件数の多い小規模な研究種目を選択する傾向があるとの指摘もあります。こうした状況を踏まえ、学術研究遂行上、どのような点が問題とお考えか、次から近いものを３つまで選択してください。

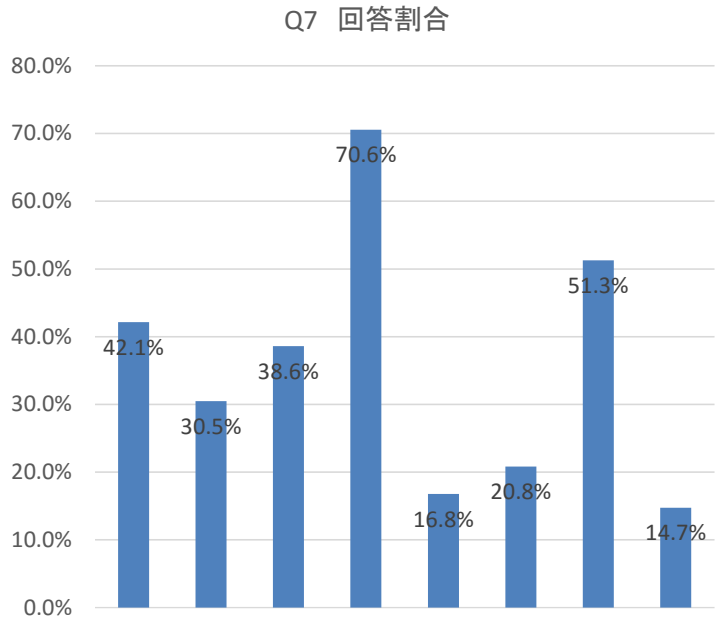

回答	回答数	回答割合
（1）研究費の確保が不十分になり、必要な研究環境を整備・確保できない	83	42.1%
（2）構想していた研究計画の縮小により、十分な研究成果が挙げられない	60	30.5%
（3）研究者が本当にやりたい挑戦的な研究が実施できない	76	38.6%
（4）長期的な視野に立った研究ではなく、短期的成果が見込めるような研究に偏ってしまう	139	70.6%
（5）国際共同研究の実施や国際共同ネットワーク構築に影響がでる	33	16.8%
（6）新たな学術領域研究への進展が阻害される	41	20.8%
（7）日本の研究水準（国際的な競争力）の低下	101	51.3%
（8）その他	29	14.7%

調査対象：　平成26年度～平成28年度に「特別推進研究」もしくは「基盤研究（S）」に応募し、採択されたあるいはヒアリングまで残った研究者（計553名）
調査期間：　平成29年5月19日～5月26日
回答率：　35．6%（197名）